

米国における政策評価の 実施状況に関する調査報告

平成15年2月

(財)農林水産奨励会
農林水産政策情報センター

目 次

＜調査目的＞	1
＜訪問機関＞	2
＜調査結果＞	4
1. 政府業績評価法の実施状況	4
1-1 農務省の戦略計画の改訂	4
1-2 年次プログラム業績報告等の活用	14
2. GAO の活動および報告書	15
2-1 GAO のダウンサイジング	15
2-2 GAO の活動とその評価	16
2-3 議会での GAO 報告書の活用	17
2-4 GAO におけるテーマ設定	20
3. 農務省およびシンクタンクが実施するプログラム評価	21
3-1 州農業省全国協議会研究基金が実施したレビュー	22
3-2 食品安全検査局が実施、または委託したプログラム評価	29
3-2-1 食品安全検査局が実施したプログラム評価	30
3-2-2 民間シンクタンクが実施したプログラム評価	32
4. 事前評価	35
5. 成果の評価手法	38
添付資料1：動物衛生安全措置に関するレビュー委員会委員	40
添付資料2：評価報告書：マネジメント・リーダーシップ開発プログラム	42
添付資料3：PR/HACCP 規則評価報告：1996 年 PR/HACCP 最終規則制定後の消費者の 知識・行動・信頼の変化	54
添付資料4：米国 2002 年農業法（Farm Security and Rural Investment Act of 2002）：FAPRI による予備分析	67
添付資料5：総合評価等に関する調査の概要（平成 14 年度）	72

＜調査目的＞

平成 14 年度および 15 年度に当センターが実施する「政策評価に関する調査」は、次の 3 つの調査から構成されている¹⁾。

1) 総合評価に関する調査

実施した政策・施策を多角的、客観的に分析し、その結果を政策・施策の改善や新規政策・施策の企画に生かす政策評価手法である「総合評価」について、テーマの選定、評価手法、評価結果の活用、今後の課題等を調査する。

2) 事前評価に関する調査

新しい政策・施策の企画立案の際に、その成果を事前に明らかにしておく「事前評価」が求められており、資源（予算と人員）の配分へ活用等、その運営の実態や課題、今後の展開方法、さらに国民の意向等の反映手法について調査する。

3) 政策評価実施体制のあり方に関する調査

政策評価には外部に委託して実施するもの、政府内部に政策評価部門を設けて実施するものなどがあり、効率的で、かつ客観的な評価を行うために有すべき評価の実施主体の条件等について調査する。

以上のことを受けて、今回の米国における調査では、総合評価、事前評価、および政策評価実施体制のあり方について、次の事項を重点に調査を行った。

政策評価においても、政府が実施している政策・施策について国民や国会に対するアカウンタビリティ（説明責任；納得のいく説明をすること）だけでなく、政策評価を行った結果がどのように活かされているかといった「政策評価の実施」そのものについても成果主義が求められている。わが国においては、政策評価を実施することが目的化しているのではないかとみられるものも一部にみられ、その政策評価の結果を行政の運営改善に活かしていないように見受けられるものもある。

1) 米国では、「政府業績成果法」（Government Performance and Results Act ; GPRA）に基づいて毎年度議会に提出されている年次計画と年次報告書やその基となっている戦略計画がどのように活用されているか、また米国会計検査院（ U.S. General Accounting Office ; GAO）が出したレポートが議会や農務省においてどのように評価され、活用されているかを把握する。

¹⁾ 添付資料 5 として「総合評価等に関する調査の概要（平成 14 年）」を載せた。

2) また、米国で実施されるプログラム評価は、GAO で実施されるものがほとんどであるが、農務省自身が実施するものや、非営利団体のシンクタンク、大学等で実施されるものも少数ではあるが存在する。これらのプログラム評価の目的、GAO との違い、成果物（報告書）の活用状況を把握することによって、行政の内部評価として実施されるプログラム評価や委託によって実施されるプログラム評価の利点、課題等を把握し、わが国における評価組織のあり方、活用方法を検討するための資料を得る。

3) さらに、プログラム評価は、プログラムを実施中か実施後においてその成果を評価するものであるが、プログラムの成果や必要な財源を事前に見積る、いわゆる事前評価も重要な政策評価のジャンルとして考えられている。米国議会上院農業栄養森林委員会のホームページには、ミズーリ大学の FAPRI（食料農業政策研究所）が実施した「2002 年農業保障・農村振興法（以下、「米国 2002 年農業法」という。）に関する予備分析」(Preliminary Analysis of the Farm Security and Rural Investment Act of 2002) が掲載されている。議会の要請によって実施されたものであり、法案審議の基礎資料となったとされる。この予備分析は、「事前評価」に相当するものとみられることから、議会における活用状況、FAPRI を活用する理由等を把握し、政策等の審議における事前評価のあり方の検討に資する。

4) 米国では、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの実施に当たっては、その成果の評価が不可欠であるとの認識があり、そのための評価手法を開発するとともに、プログラム評価としても実施し、プログラムの改善と国民へのアカウンタビリティの向上を図っている。食品の安全性に関するリスクコミュニケーションにおける成果の評価手法を把握し、わが国でこれから本格的に導入されようとする食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの効果的な運用に資する。

本調査の実施に当たっては、同時に実施した「米国における食品安全性リスクコミュニケーションの実施状況に関する調査」と出来るだけ相互に聞取り結果が利用できるよう、食品の安全性に係わる評価課題を取り上げることにした。

＜訪問機関＞

この調査報告書は、当センター調査部長谷口敏彦が平成 14 年 10 月 21 日から 25 日に農務省食品安全検査局、保健福祉省食品医薬管理局、消費者団体等を訪問し、聞取ったものを主体に電子メールによる問合せ、インターネットで公表されているドキュメントを基に作成した。

訪問機関は、次のとおりである。なお、（ ）内は調査の主たる目的を示している。

1. 農務省

- ・ 予算計画分析室 (Office of Budget, Planning and Analysis) (政策評価)
- ・ 食品安全検査局議会パブリックアフェアーズ課 (FSIS, Congressional & Public Affairs) (政策評価+リスクコミュニケーション)
- ・ 食品安全検査局政策プログラム開発評価室 (FSIS, Office of Policy, Office of Program Development and Evaluation) (政策評価)
- ・ 食品安全検査局公衆衛生科学室 (FSIS, Office of Public Health and Science) (リスクコミュニケーション)

2. 会計検査院 (General Accounting Office)

- ・ 戦略問題担当 (Strategic Issues) (政策評価)
- ・ 資源コミュニティ経済開発課 (Resources, Community and Economic Development Division) (政策評価)

3. 保健福祉省食品医薬管理局 (Food and Drug Administration)

- ・ 保健・産業プログラム室 (Office of Health and Industry Programs) (政策評価+リスクコミュニケーション)
- ・ 科学室 (Office of Science) 担当上級科学アドバイザー, CFSAN (リスクコミュニケーション)
- ・ 計測生物物理学部 (Instrumentation and Biophysics Branch), CFSAN (リスクコミュニケーション)

4. 議会

- ・ 上院農業栄養森林委員会 (United States Senate, Committee on Agriculture, Nutrition and Forestry) 民主党 (当時多数党) (政策評価)
- ・ 上院農業栄養森林委員会 (United States Senate, Committee on Agriculture, Nutrition and Forestry) 共和党 (当時少数党) (政策評価)

5. 州農業省全国協議会 (National Association of State Departments of Agriculture)

注: USDA の Marketing & Regulatory Programs の担当者が同席

(政策評価+リスクコミュニケーション)

6. アメリカ消費者連盟 (Consumer Federation of America)

(リスクコミュニケーション)

＜調査結果＞

1. 政府業績成果法の実施状況

現在、米国では、「政府業績成果法」(Government Performance and Results Act; GPRA)に基づく2000年から2005年の戦略計画(Strategic Plan)の実施期間中にある。戦略計画、年次プログラム業績報告² (Annual Program Performance Report), 年次業績計画³ (Annual Performance Plan) がどのように取り扱われているかを調べるため、農務省の予算計画分析室 (Office of Budget, Planning and Analysis) と上院農業栄養森林委員会 (United States Senate, Committee on Agriculture, Nutrition and Forestry) 事務局において聞き取りを行った。

1-1 農務省の戦略計画の改訂

13年度の調査では、農務省の戦略計画は一部指標等の修正という形で決着するのではないかと見られたが、現在、全面的な改訂作業が行われている。民主党政権下で策定された農務省の戦略計画がブッシュ政権で受け入れられていないのである。

2002年8月発行された「農務省の業績管理ガイダンス(案)」(USDA Performance Management Guidance, Draft⁴)によると、2002年7月26日に素案、8月26日に最終案、8月15日までに行政管理予算局 (Office of Management and Budget; OMB) に、9月30日までに大統領および議会に提出するとするスケジュールが示されている。この作業は夏休みを返上することを宣言しているのではないかとと思われるが、作業は大幅に遅れている。戦略計画の策定に当たっている主任財務官室 (Office of the Chief Financial Officer) の Director によれば、12月には新しい戦略計画を完成させる予定で作業を進めているとのことである。(なお、2002年10月から12月の時点では、2000年から2005年の戦略計画は、農務省のホームページには掲載されていない。1997年版は、掲載されている。)

現行の戦略計画は、生産者や消費者グループ等の意見を聞いて(コンサルテーション、

² “FY Annual Performance Plan and Revised Plan for FY 2002 ”

<http://www.usda.gov/ocfo/ap2003/ap2003.pdf>

³ “FY2001 Annual Program Performance Report”

<http://www.usda.gov/ocfo/ar2001/ar2001.pdf>

⁴ “USDA Performance Management Guidance, Draft”

<http://www.usda.gov/ocfo/perfmanh/pdf/usdag02.pdf>

すなわち、協議を実施して)、策定されているが、現在策定中の戦略計画については、「戦略計画」の策定のみを目的としたコンサルテーションは予定されていない。この点に関して主任財務官室では、「食料および農業政策、新世紀のための考察」(Food and Agricultural Policy, Taking Stock for the New Century, 2001 年 9 月⁵⁾)を策定する際に実施しているとしている。しかし、この説明にはやや無理があるのではないと思われる。また、現行の戦略計画をベースとして政策を決定し、説明することに抵抗感があるからといって戦略計画がないという状態や無視という状態は、GPRA という法律を無視することになるのではないかと質問したところ、面会した予算計画分析室(Office of Budget, Planning and Analysis)の Director (農林水産省では予算課長に相当する職であるとみられる。)は、率直に説明が難しいことを認めた。

「食料および農業政策」が発表されてから約 10 か月を経過した時点で、大急ぎで「戦略計画」の改訂作業に取りかかっており、しかもその間に、法的にみて正当性のある現行の戦略計画を農務省のウェブ上から消している。この消去したことに関して、一般国民、学界、政界から批判がないか質問したところ、そのようなことはないとのことであり、新しい戦略計画がいつウェブに載るかといった質問が数件あった程度であるとのことである。

新しい戦略計画では、「食料および農業政策」に述べた 49 の原則、「米国 2002 年農業法」(the Farm Security and Rural Investment Act of 2002)、「国土保全」(Homeland Security)が重視されるとのことである。

戦略計画改定の背景について予算計画分析室の Director は、共和党と民主党では農業政策についての哲学が異なるとし、その違いの例として、民主党政権下で策定された「戦略計画」の主要なアウトカム業績指標の一つである「米国の小農の減少を食い止める」で、目標値として「2005 年までに、小農を含む総農家数を 1999 年の水準に維持するか、または引き上げる。」とされていることを例にあげた。

その哲学とは、

- ① 民主党は、財政出動によって農家を支援ようとしているのに対して、共和党は、競争を促す政策を取っている。現行の戦略計画は民主党政権の末期に策定されたもので、それ自体完成されたものではないし、しかも民主党は選挙で破れたのである。確かに、現行の戦略計画は GPRA という法律に基づくものであるので、現行の戦略

⁵ “Food and Agricultural Policy, Taking Stock for the New Century”
<http://www.usda.gov/news/pubs/farmpolicy01/fpindex.htm>

計画を廃止したとはいえない。問われれば、あるということになるが、政策を説明する資料としてはもう使っていない。ブッシュ政権としては、新しい戦略計画を策定中であるが、まだ出来上がっていない。

② 「食料および農業政策, 新世紀のための考察」(Food and Agricultural Policy, Taking Stock for the New Century) は、現政権の農業政策の哲学を述べたものである。新しい戦略計画は、この政策を基本に策定されることになる。

③ しかし、同 Director は、5 年間という長期にわたる目標値を策定すること自体に対して、経済は大きく動いていること、13 年 9 月 11 日のテロの発生といったような予測しがたいことが起こることがあるとし、目標値を設定することに懐疑的な発言をした。しかし、これは、氏の個人的な見解であろう。氏の真意は定かではないが、農務省の予算案を策定する立場からは、戦略計画や年次業績計画がそれほど念頭にないということを述べたかったのであろう。

④ 「食料および農業政策, 新世紀のための考察」は、2001 年 9 月に公表されており、i) 食料および農業システムを発展させる、ii) 通商の拡大は重要、iii) 農業分野の政策、iv) インフラストラクチャーを強化する、v) 保全と環境、vi) 農村社会、vii) 栄養および食料支援、viii) 総合プログラムの重要性の 8 章建てとなっている。小農に関しては、iii) の「農業分野の政策」で小農は収入を多様化するものとして農地を長期的な投資の対象としてみているかもしれないとし、小農の存在そのものを否定的に捉えている。また、v) の「保全と環境」では、小農が保護地に当てられた農地の 85% を保全していると述べている。小農に関する記述はこの 2 箇所だけで、原則 (Principles) として取り上げた 49 の項目には小農に関する記述はない。民主党政権下で策定された戦略計画では、「小農の減少を食い止める」としているのとは大きな開きがあることは、明らかである。

資料 1 : 「食料および農業政策」に述べられている原則

農務省が 2001 年 9 月に公表した「食料および農業政策」は、共和党政権下での農業政策を明らかにしたものである。49 の原則が述べられているので紹介する。

(重複あり。原則の後に△、○、□で示したものは同じものである。)

＜貿易拡大の原則＞

㊦ 世界市場の多大な重要性を認識する。

全消費者の96%以上が米国以外に住んでいる。新しく出現した中産階級の消費者(需要の急激な伸びが期待される)に到達することに失敗すると、市場占有率の拡大が阻害される。

㊦ 新しい貿易協定によって市場を拡大する。

海外市場にさらに参入していくためには、積極的な貿易政策によって関税を下げ、不正な補助金を排除する必要がある。世界の貿易自由化において強い指導力を発揮できなければ、我が国の生産者や輸出業者が取り残されてしまう結果になるであろう。他の国々は、多くは米国が輸送やその他の点で利点があるはずの市場であるこの北半球で、積極的に協定を結んでいる。

㊦ 農業政策と貿易政策の完全な両立を保証する。△

国内の農業支援と国際的な貿易政策は一貫した互いを補強するものでなければならない。国内の支援計画が気付かぬうちに競争力を失っているときに、農産物輸出を促進する貿易政策や計画を行ってはいは、意味がない。米国の内政と輸出政策は、現行の国際的な義務を支持すると同時に、現在進行中の交渉や将来の交渉における野心的な目的を達成する上で大幅な自由を与えるものでなくてはならない。

㊦ 現行の貿易協定を強化する。

新しい貿易協定が締結されたら、政府は貿易相手がその義務を守ることを保証しなければならない。これには貿易相手が規制を制定する際に、一般的に認められた科学的な原則を用いることを保証することも含まれる。また、衛生上、植物防疫上の貿易問題が増えているため、規制の基盤を強化することも必要である。

㊦ 市場努力の強化

輸出(輸出信用保証と市場開発)拡大プログラムは、米国の食料と農業部門によく役立ってきた。計画の費用効率が良く、影響力の高い成長市場と価値の高い産品を目指していることを保証するには、計画を検討、修正し続けることが必要である。

＜農業政策の原則＞

㊦ 学んだ教訓に注意を払う。

何よりも、新世紀の効率的な農業政策は、農業計画における過去70年間の豊かな経験から学んだ教訓を基に築いていかなければならない。細心の注意を払って計画された政府介入でさえ、市場や資源分配をゆがめ、意図せぬ結果を招き、利益を不均等に広めてしまうことがある。過去の教訓を学び直し

続けるような余裕はない。

㊦ 新しい作業環境を認識する。○

米国の農業部門や食料システムは、今日新しく進化する経済、社会環境の中で機能している。競争力のある消費者主義の環境で、世界的にも迅速に変化しており、全般的な食料システムにおける農業部門の位置と役割に甚大な影響を持つ。非常に相互依存的であり、多くの産業の取組みを融合することで農業部門の産品に付加価値が生まれる。

㊧ 市場開放のコミットメントを拡大し続ける。

米国は、市場主義の政策に完全に忠実である。市場主義の政策は、食料システムと社会全般におけるすべてのステークホルダー（利害関係者）にとって、最善であり、長期にわたる利益を供与していると考えられている。市場は、社会全般にとって最も有益なかたちで資源、投資、生産の配分を導く上で、他の選択肢よりも優れていることを示し続けてきた。依然として、このコミットメントを新しくし、拡大する必要がある。

㊨ 農業と食料システムの将来の成長により専心する。

国の市場主義の政策を支援するために、市場開放への長年にわたる国を挙げての経済的コミットメントが存在する。農業にとって外国市場の発展は、この部門の将来の投資、成長、長期的な健全さを支えるのに不可欠である。今日の米国の農業生産能力は、国内の需要を超えているだけでなく急速に成長している。このように、将来の資産価値、収入、成長、一般的な繁栄は世界の成長市場へより接近することにかかっている。新しく貿易協定を結び、拡大していくことは、米国の競争力のある生産者が、売り上げを拡大し、市場占有率を広げ、米国の農村全体における経済活動を生み出すことを約束する。

㊩ 農業政策と貿易政策の完全な両立を保証する。△

国内の農業支援と国際的な貿易政策は一貫した互いを補強するものでなければならない。国内の支援計画が気付かぬうちに競争力を失っているときに、農産物輸出を促進する貿易政策や計画を行ってはいは意味がない。米国の内政と輸出政策は現行の国際的な義務を支持すると同時に、現在進行中の交渉や、将来の交渉における野心的な目的を達成する上で大幅な自由を与えるものでなくてはならない。

㊪ 米国の国際指導力を強化する。

世界は、国内の農業支援と国際貿易の両方の政策設定とプログラム設定における米国の指導力を頼りにしている。米国の政策立案者は、米国の行動が例となって、他の国々に米国の立場を納得させるのに役立つことを認識するべきである。

㊦ 農業部門の広い多様性に適応し、それを基盤とする。

効率的な農業政策とは、農業部門自体の広い多様性を、大きさ、位置、財政状態、生産された農産物と畜産物、管理能力、収入源、目的、抱負などの面で認識したものである。これらのグループが直面している問題は、それぞれ大いに異なっており、特定のニーズに合わせた効率的な解決策が必要である。そうしなければ、問題は悪化し、決定を長引かせるだけである。

㊦ 農業従事者に市場主義型の経済的なセイフティネットを提供する。

農業部門が特殊であり、不可欠であるという全国的な認識は長年にわたり、広く持たれてきた。その結果が、それに並行した公開市場を支え、農業部門の沈滞が進むのを防ぐ政策へのコミットメントである。このように、農業のプログラムは、効率性、透明性、公正さ、一貫性、包括性などの一般の政策方針に適応したものでなければならない。現在の政策は、景気対策のための貸付金、作物や収入への保険、直接払いなど、様々な形をとっているが、これらの政策を前述の政策原則に十分に適合したプログラム(例えば税金繰延の収益勘定など)とともに策定することも可能である。

㊦ より広いインフラストラクチャーに焦点当てる。□

健全で順調な農業や食料システムの条件について長期的な見通しを提示し、そのシステムが広範囲な消費者信頼と支持を得続けることを保証する。これには、各制度に再び焦点を当て、農業、食料、貿易システムを支えるインフラの改良や現代化を含めた、システム全体への賢明な投資を続けることが必要である。

<インフラ政策の原則>

㊦ より広いインフラストラクチャーに焦点当てる。□

健全で順調な農業や食料システムの条件について長期的な見通しを提示し、そのシステムが広範囲な消費者信頼と支持を得続けることを保証する。これには、各制度に再び焦点を当て、農業、食料、貿易システムを支えるインフラの改良や現代化を含めた、システム全体への賢明な投資を続けることが必要である。

㊦ 新しい作業環境を認識する。○

米国の農業部門や食料システムは、今日新しく進化する経済、社会環境の中で機能している。競争力のある消費者主義の環境で、世界的にも迅速に変化しており、全般的な食料システムにおける農業部門の位置と役割に甚大な影響を持つ。非常に相互依存的な環境であり、多くの産業の取組みを融合することで農業部門の産品に付加価値が生まれる。

④ 動植物の疾病、ペスト予防を強化する。

農業従事者から消費者に至るまで、我々の食料システムは、ペスト・疾病の強固な予防や撲滅プログラムに依存している。

④ 現在すべての米国民に安全な食品を供給するのに成功していることを基礎にして前進する。

新たに病原体が発生するということは、我々の食料供給に対する消費者の信頼を維持するために、食品安全システムを継続的に評価し、更新していかなければならないことを意味している。

④ 将来のインフラへのニーズを予測する。

優先事項を達成するための新しく、異なる能力を高めるためには、変化を予測する過程を伴った長期的な見通しが必要である。

④ 決定は科学に基づいて行う。

善意であろうとも、いかに権限を与えられたプログラムも、いかなる命令、要求、緊急のニーズも、適切な研究の拠点、科学者、研究所、方法、データ、情報、制度、技術が可能でない限り実行することはできない。食品安全上、また動植物の衛生や環境、その他の分野における新しい規制が健全であり費用効率が良いことを保証するには、新しい科学が必要である。

④ 農業研究や拡張における公共部門の特殊な役割を利用する。

民間部門は農業研究や情報の提供においてより大きな役割を担っている。そのため、限度のある公共部門の研究は、民間部門にとっては追究する動機はないが、社会の改善に寄与するような、根本的な科学上の発見や問題に徹する必要がある。

④ 研究市場における競争の重要性を認識する。

競争力のある研究費を維持すれば、国の最も優秀な人材が重要な公共部門の研究問題に専念する可能性が高まる。

④ 共同研究の重要性を認識する。

公共機関、民間の会社、大学、そして消費者を含む共同研究は、公益を高める一方で、様々な団体の利益に適うための重要な手段である。

<保全の原則>

④ 過去の環境上の進歩を持続させる。

土壌浸食や湿地の減少の改善は、農業従事者と全米国民に利益を与える。現行の保全プログラムがもたらしたこのような、またその他の進歩は、持続していくべきである。

④ 新しく発生する環境上の懸念に適応する。

再生可能なエネルギー源へのニーズと温室効果ガス排出を削減するための

潜在力は、新たな環境上の課題である。その上、畜産物からの栄養源の流出を減らすこと、水不足をめぐる紛争に取り組むこと、そして未開発地の保全は、取り組まれるべき問題として勢いを得てきた。保全政策には、新たな環境上および地域社会のニーズに対応し、最新の科学を取り入れる必要がある

④ 保全政策にポートフォリオ手法を計画し、取り入れる。

的確な技術支援、現在使われている農場や森林における慣行の改善に対する報奨金、環境上の達成への補償、農地や私有林の一部を環境保護用を使用することは、農業環境上の目的への調和のとれた柔軟なポートフォリオ手法を示している。

④ 市場主義の政策を再確認する。

環境財やサービスの供給における競争や的確な奨励金は、そのために使われる公的資金すべてに最大限の環境上の利益を保証する。その上、民間部門に環境財やサービスの提供への投資を許可すれば、連邦の資源が活用され、しっかりと機能する民間の市場への移行が促進される。

④ 保全政策と貿易政策の両立を保証する。

保全行為や環境上の達成に対する生産者への補償は、WTO の責務のもとの「グリーンボックス」基準と一貫していなければならない。

④ 保全政策と農業政策を調整する。

生産を高めるための農業プログラムの刺激策と、生産の拡大によって生じる環境問題の減少を目的とする保全プログラムの間には、対立があるかもしれない。保全の遵守を拡大することは、環境上の目的と連邦政府のプログラムを調整する助けになるだろう。

④ 協力の重要性を認識する。

州、地域、部族の政府などの非連邦政府機関は、民間の営利・非営利組織と同様、技術支援の実施や保全のための奨励プログラムにおいて、ますます大きな役割を担っている。こうした取組みを奨励し、公共と民間のパートナーシップや共同プログラムを発展させることは、連邦の資源を活用し、プログラムの利用や実行を改善することにつながる。

<農村の原則>

④ 米国の農村の多様性を認識する。

米国の農村が直面している機会や困難は、米国の農村それ自体と同様に多様性に富んでいる。それゆえ、繁栄のための唯一の方策というものはない。

④ 農村開発政策と農業政策とは同じ意味でないことを認識する。

伝統的な商品の保護と農業経営志向の開発プログラムの米国の農村に住む人々の暮らしをより快適にするという点での役割は、より限られたものにな

っている。

- ⑩ 農村政策における非農業経済の重要性を理解する。

農業経営は、もはや農村のコミュニティや経済を支えてはいない。代わりに非農業経済が農業の大部分を支えており、21世紀に向けた農村政策は、非農業の仕事と収入を農村の経済活動の担い手として認識しなければならない。

- ⑪ 民間投資を受け入れる環境を作り出す。

農村は、創造的な戦略を取り入れて、経済を多様化し、新しい事業をひきつけ、成功を維持していかなければならない。

- ⑫ より高い教育と専門技術へのニーズを強調する。

今日の若者には、最終的にどこで生活し、働くことになるかと、ますます高いスキルを要する「新経済」において競争し、成功するためには、非常に高いレベルの教育と専門技術が必要になるだろう。

- ⑬ 天然資源の拠点であることを利用する。

農村地域は、再生可能なエネルギーを開発するのに、より伝統的な化石燃料エネルギーの生産と同様、適した場所である。

- ⑭ 荒地と都市との境界における生命と財産を守る。

広大な森林の近くに位置する農村に住む人々には、彼らの生命と財産が山火事から守られるという確信が必要である。最も広大な地域に至るまで保護の手を伸ばすには、森林や放牧地の燃料を減らすための革新的で調和の取れた積極的な手法が必要である。

- ⑮ インフラやコミュニティ施設、技術を拡大する。

インフラやコミュニティ設備、技術などが改善されれば、農村のコミュニティが「新経済」と結びつくのを助け、農村の人々も生活の質の向上に気がつくだろう。新しい情報や通信技術により、小さなコミュニティにとって、かつては都市だけのものであった利益を享受することが可能になる。

- ⑯ すべてのステークホルダーの参加を調整する。

農村の問題は、地方や州のレベルで最も効率よく解決される場合が多いが、連邦政府は重要な調整役となることができる。プログラム等を効率化し、資源を調整し、プログラムの調整を改善する目的で、農村開発活動における連邦政府の役割を見直す必要がある。

＜栄養と食品の補助の原則＞

- ⑰ 全国的な栄養に関するセイフティネットへの責任を持ち続ける。

栄養がよく行き届いた人口層は、より健康で、生産的で、より良く学ぶことができる。どんな子供も、貧困な家族も、取り残されて食料不足に苦しむ

ことがあってはならない。

- ㊦ 栄養に関するセイフティネットへの安定した資金拠出を補償する。

WIC (Women, Infants, and Children Program) などの全国的な栄養に関するセイフティネットを支援し、また最も貧しい人々を対象にしなければならない。

- ㊦ プログラムの規則を単純化する。

プログラムの規則は、目標、クライアント・アクセス、支援の仕事、管理上の責任などのバランスをとったものでなければならない。

- ㊦ 現代科学技術を支援する。

コンピュータ処理による福祉サービス (EBT) やその他の科学技術は、便益の供与、クライアント・アクセス、管理上の効率性、プログラムの完全性を改善するのに大変重要である。

- ㊦ 成果主義に基づいた業績測定への専心を確認する。

成果主義に基づいた業績測定は、将来の栄養補助プログラムの方向を定める上で大変重要である。

- ㊦ 健康で栄養のある食事を奨励する。

米国の消費者に食事、健康、身体活動の関連について気付かせ、適切な変更を行う意欲を起させるべきである。

<プログラム統合の原則>

- ㊦ 問題解決のための協力を支援する。

現代の多くの農業問題の複雑性は、伝統的なプログラムの分野の範囲を超えていることを認識する。

- ㊦ 機能やサービスについてよく調整された見解を持つことを勧める。

農務省のサービスのための「ワンストップ・ショッピング」や、共通したコンピュータ環境、組織間における一貫したデータに関する協定、データの共有、組織間における資源の柔軟性の向上など、様々な制度を定め、プログラムの実行について、分裂した見解よりも共同の見解を持つことを奨励する。

- ㊦ パートナーシップの機会を推進する。

プログラムの受益者、議会、消費者、産業界、非政府組織、連邦政府機関、非連邦政府機関、大学その他との協力やパートナーシップの機会を維持し、増やすよう努めることが必要である。

- ㊦ 統合的な対応能力を維持する。

統合的なプログラムと協力体制を支えるには、最新の科学技術が必要である。高度な訓練を受けた科学者、経済学者、その他分析者により、全サブジェクト・エリアやプログラムにおける迅速な対応に必要な基盤が提供される。

1－2 年次プログラム業績報告等の活用

戦略計画や年次プログラム業績報告、年次業績計画が予算編成にどのように活用されているかを予算計画分析室の Director に質問したところ、農務省には、300 以上のプログラムがあること、次官（Under Secretary）が 9 人⁶おり、この人たちと協議しながら予算案を編成している現状を説明し、時間がないこともあって使っていないと述べた。氏は、新しい戦略計画が策定された場合であっても、それに基づく年次業績計画、その結果である「年次プログラム業績報告」を予算編成に活かしていくことは、考えられないとするものであった。

少なくとも予算計画分析室の Director の段階では、年次プログラム業績報告は活用されていないようである。なお、議会事務局に対するインタビューの後の立ち話ではあったが、戦略計画（2000 - 2005 年版 95 頁）も年次業績計画（128 頁）、年次プログラム業績報告（142 頁）も情報量が少ないことをあげた。確かに 1 プログラム当たりの頁数の平均は、頁数の多い年次プログラム業績報告でも 0.5 頁にしか過ぎず、政策の判断材料としては情報量が不足している。数局を担当する次官一人当たりでみても、年次プログラム業績報告でも平均 16 頁程度の分量しかなく、また一つの局当たりになると、5 から 8 頁程度でしかない。次官段階においても、また局長段階においても活用されているか、あるいは活用されたことがあるかは疑問である。

GPRA に基づいて毎年度議会に提出される「年次プログラム業績報告」が議会においてどのように活用されているかを上院農業栄養森林委員会の職員（多数党：民主党）に質問したところ、全く活用されていないとのことである。質問に答えた職員は、5 年前まで農務省の ERS（経済調査局）に 9 年間勤務していたことがあるとのことで、農務省の内部の事情にもある程度通じている。その職員からは戦略計画、年次プログラム業績報告および年次業績計画に関して、同委員会に関心を持っていないとした上で、このような作成作業にどのような意義あるのかとの疑問が出された。

1997 年版の戦略計画を策定するときは、農務省の中では熱気があった。しかし、現行の戦略計画等は議会では読まれていないとのことである。議会でみている委員会としては Government Affairs 委員会のみであろうという。

この質問に応じた職員は、民主党（インタビュー当時は多数党）であり、民主党政権下において策定された戦略計画に対する民主党系職員からの評価である。党派色から出た言

⁶ 最近、Under Secretary の増員がなされていないとすれば、9 人の中には Deputy Secretary（1 名で、Under Secretary よりも地位上）が含まれるとみられる。

葉ではない。

しかし、一方、共和党サイドの職員からは、GPRA は連邦政府の活動をモニターするものであり、改善することを目指しているものであること、このこと自体が「新しい分野」であるとの発言があり、評価しているようには受け取れなかったが、否定的な発言でもなかった。

また、米国上院予算委員会に 10 年間勤務したことのある日本人スタッフに米国調査に出発する前に面会したが、彼女も活用されていないとするものであった。

これらの計画や報告書が誰を対象として策定されているか、言い換えれば、アカウントビリティの対象者は誰であるかを考える必要がある。今回の調査では、戦略計画や年次プログラム業績報告、年次業績計画については余り活用されていないとするものであったが、これは行政実務責任者や議会職員の見解であって、国民の評価を聞いたわけではない。選挙用のスローガンとして有効であるかどうか、あるいはあったかどうか、つまり、議員や農業者、消費者の見解を聞いた上で、これらの者の側からもみて戦略計画や年次プログラム業績報告、年次業績計画の意義を多角的に評価する必要があるだろう。

2. GAO の活動および報告書

政策評価を実施した結果がどのように活用されたかが問われることについては、他の政策・施策の場合と何ら変わらないと考える。政策評価の報告書が行政機関内部の運営改善、予算編成、議会（国会、県会）での審議、あるいは、パブリックミーティングの政府説明資料として活用されて、初めて政策評価を実施する意味があったといえよう。

このような目的で GAO の監査（Audit）やプログラム評価の結果（報告書）がどのように活用されているかを調査した。

2-1 GAO のダウンサイジング

1990 年代半ばに GAO は、職員を 3 分の 1 削減しなければならないという大幅なダウンサイジングを強いられている⁷。その要因として、GAO が出す報告書の質が問題にされた

⁷ “The Role of GAO in Assisting Congressional Oversight Testimony”

ことはないかとの疑問があったので、この点について調査を行った。戦略問題担当 (Strategic Issue) の Director は、これは政治的なもので、GAO の報告書の質が問題にされたのではないとし、議会が長く民主党主導で運営されてきたあとに、共和党が多数党になったとき、GAO が民主党寄りであると非難され、下院議長キングリッチ氏（共和党）が報復的な仕打ちを行ったものであるという。GAO としては、不偏不党 (non-partisan) の立場で仕事をしていましたが、理解されなかった。このダウンサイジングによって、新人が採用できず、職員の高齢化を招いた。現在人的資源の偏りが大きな問題となっていると述べた。

なお、2-4 の「GAO におけるテーマの選定」で述べるが、GAO の評価テーマの選定は、要請する議員の議会内での地位、ヒエラルキーに大きく係わっていることから、評価作業自体が不偏不党であっても、少数党サイドや経歴の浅い議員に不満がたまる余地はありと見られる。

2-2 GAO の活動とその評価

GAO が出す勧告の実施状況について、GAO は自身の活動の成果として 78% が実施されていることをあげている。この 78% に関する見解を GAO と農務省の両方から聞いた。GAO の Strategic Issue の Director に実施しやすいものを勧告しているとの批判がないかと質問したところ、そのような批判はないとし、GAO の貢献は 26.5 百万ドルと積算されて、議会からも評価されていると述べた。しかし、26.5 百万ドルの貢献については、軍部に対する監査から出てきたものであるとも述べ、一般の省庁の分はそれほど多くはないことを認めている。（当然のことながら 26.5 百万ドルとプログラム評価に基づく勧告の実施状況は、別次元のものであることはいうまでもない。）

これに対して農務省の予算計画分析室の Director は、GAO の活動に対する見解については、慎重な言い回しを堅持したが、その中で勧告の 78% が実施されたかどうかよりも、むしろ実施されなかった 22% に注目すべきであると述べた。農務省でも問題点に気づき、改善に取り掛かっているものや、手続きの若干の改善で済むものを勧告することが多いこと、したがって実施状況に関する数値は高くなると指摘した。22% は農務省の中で資源を大きく動かさなければできないものや議会が動かないと実施できないもので、要するに農務省の権限で実施できるものはすべて実施しているという。

“GAO : SUPPORTING CONGRESS FOR THE 21ST CENTURY Testimony”

<http://www.gao.gov/cghome/cg071800.pdf>

GAO の監査またはプログラム評価に関しては、インタビューに応じた農務省の食品安全検査局（FSIS）の課長補佐クラスの二人は極めて厳しい見解を述べた。一人は、農務省として既に問題に気づき、改善に取り掛かっているものをテーマとして取り上げ、報告・勧告するというのは納得できない、税金の無駄使いである、議会からの要請というが、一部議員の要求に基づくものが多いと述べ、強い不快感を表明した。別室で別時間にインタビューした他の一人も表現は穏やかであったが、ほぼ同様の見解を示した。GAO という機関がなければ、問題の改善に取り組むのが弱くなるとか、遅れるということはないかと質問したところ、一人は否定したが、他の一人はあるかもしれないと述べた。

2-3 議会での GAO 報告書の活用

GAO の報告書が議会においてどのように活用されているかを把握するため、上院の農業栄養森林委員会職員に対して、多数党、少数党を個別に訪問し見解を聞取った。両サイドとも GAO の報告書が議会で使われていると述べ、事例として「食肉および鶏肉；食品起因の疾病を減少させるための安全策についての農務省の監視および実行の改善」（Meat and Poultry; Better USDA Oversight and Enforcement of Safety Rules Needed to Reduce Risk of Foodborne Illness⁸）（2002 年 8 月 30 日）をあげ、委員長、少数党幹部から検討するように指示されているとのことであった（多数党：民主党）。また、委員会での証言が 150 回であることに関しても多いと評価したほか、委員会で取り上げられなかった他の報告書についても議会職員を対象としたブリーフィングが GAO の専門家によってインフォーマルに行われているという。また、共和党サイドの職員からは GAO のレポートは尊敬されている（respect）とのことである。

これらのことからみて、GAO の報告書は、議会において活用されており、また一定の評価を得、議会の番犬（GAO 自身の表現）としての役割を果たしていることは間違いないであろう。

しかし、この報告書に関しては、農務省の FSIS によれば、GAO が行った勧告は、既に実行に移されているもの、もしくは移す段階のものが多いとのことである。今回、時系列的に GAO の勧告と農務省の取組みを並べて検証することが出来なかったが、確かに、FSIS では訪問した 10 月 24 日に全国の職員を集めた会議を開催しており、面会した公衆衛生・科学室（Office of Public Health and Science）担当の Deputy Administrator（副局長）は、約 300 名の職員に説明し、質疑に答えていた（秘書の前に置かれたスピーカーで聞い

⁸ “Meat and Poultry; Better USDA Oversight and Enforcement of Safety Rules Needed to Reduce Risk of Foodborne Illness” <http://www.gao.gov/new.items/d02902.pdf>

た) ので、多量のリコールの発生という事態を受けて対応に当たっていることは確かである。GAO のこの勧告がなくても改善に取り組まなければならない事案であったことは確かであろう。

資料 2 : 「食肉および鶏肉；食品起因の疾病を減少させるための安全策についての農務省の監視および実行の改善」 抜粋

＜食肉と鶏肉＞

—農務省による食品起因の疾病のリスク軽減のための安全規則の管理
施行改善—

＜結 論＞

食肉・鶏肉工場は、安全に運営すべき動機が多くあり、多くの工場が HACCP に従って安全に運営しているのは確かである。しかしながら、食品安全検査局 (FSIS) の管理・執行は、対象とされる食品安全上の目的を達成することを保証できるよう、改善する必要がある。FSIS の検査官は、現在 HACCP の法的な要求事項の違反を一貫して特定・文書化してはいない。また、FSIS はすべての HACCP 計画の健全性についてタイムリーに評価をしていない。その上、FSIS の検査官の中には、自らの役割についてはっきりと認識していない者もいるし、FSIS の管理者も検査官の活動を監督することに熱心でなかった。結果として、消費者安全の当局者が評価を完了するまでは、工場の中には健全でない HACCP 計画に沿って運営しているところがあるかもしれない。こうした弱点によって、食肉、鶏肉の病原体や汚染物質によるリスクを軽減する上での HACCP システムの効率性が制限されている。

繰返し違反 —工場が HACCP の法的要求事項を十分に満たすのに苦労している可能性がある兆候— を特定することに関して、FSIS の検査官や管理者は、考慮すべき要素について混乱している。FSIS が繰返し違反を特定し文書化するための、明確で一貫性のある基準を定めない限り、また検査官と管理者がその基準を理解しない限り、重要な問題が認識されないまま放置される可能性がある。FSIS による検査のデータベースから繰返し違反についてまとめた情報を抜粋すれば、何よりも、繰返し違反によってある産業部門や FSIS の分野にとって共通の問題が示唆された可能性があるのはいつかを判断する助けになる。

最終的には、工場が HACCP の要求事項を遵守しないのを FSIS が許している期間が長くなると、安全でない食品が生産されるリスクが高くなるので

ある。工場が繰返し違反 ―例えば、目に見える糞便の汚染に対する許容度ゼロの基準を何度も違反するなど― を迅速に、首尾よく防ぐ処置を講じない場合、FSIS の管理者や当局者は執行措置をとり、工場に対して問題解決のために HACCP 計画を修正するよう強いなければならない。FSIS がサルモネラ菌に関する実施基準に不合格となった工場に対処するために用いているシステムは、―食品安全のリスクが高い状態が何か月も続いたにもかかわらず、工場の運営を許していたのだが― 再検査する必要がある。同様に、FSIS が工場を一時停止処分にして、しかしすぐに長期にわたってその停止処分を保留にするやり方は、工場が問題を迅速に是正する重要な動機を無効にしてしまう。是正処置を実行するにはかなりの時間がかかるかもしれないし、FSIS が食品安全を提供する一時的な措置を講じることが確かな場合は、停止処分を保留にすることも正当であるかもしれないが、状況をはっきりと見きわめ、厳密に進捗状況を監督し、文書化して、工場ができるだけ早く基準を遵守することを保証しなければならない。

<運営行動への提言>

すべての HACCP 計画が法的な要求事項を十分に満たすことを確実にするために、我々は農務省長官が以下のことについて FSIS を指導するよう提言する。

- ① 検査官に対し、HACCP システムの下での役割と責任についてさらなる訓練をする。食品安全システムの相関関係についての調査などのデータを使用して、具体的な弱点に対処するための集中的な訓練を支援する。
- ② 現場の監督者や地域担当の管理者が使用する手順を策定し、検査活動を監視する。特に FSIS の検査官が一貫して HACCP の要求事項を適用していることを確実にする。
- ③ 消費者安全の当局者がすべての工場で HACCP 計画の検討を完了できるように、リスクに基づいた戦略とスケジュールを策定する。
- ④ FSIS の監督者、管理者、当局者が地域ごとに違反記録の年間データ等、データを体系的に使用するための戦略を立て、工場が HACCP の要求事項を遵守しているかどうかを監督するのを支援する。

FSIS の検査官や地域の当局者が HACCP の法的要求事項の繰返し違反を特定する際、一貫した基準を用いていることを確実にするため、我々は農務省長官が FSIS に下記の指導をするよう提言する。

- ① 繰返し違反を特定するための具体的な一貫した基準を設ける。
- ② 検査官が一貫して繰返し違反を文書化することを確実にする。

④ データ管理システムを変更し、検査官が工場における繰返し違反を特定した範囲をとらえる。

⑤ FSIS の監督者、管理者、当局者が要約情報等の利用可能なデータを体系的に使える戦略を立て、繰返し違反を特定するのを支援する。

工場が違反を改めるための迅速な行動を取ることを確実にするために、我々は農務省長官が FSIS に下記の指導をするよう提言する。

⑥ 検査官が繰返し違反を理由に工場の停止処分を考慮する際に使用するための明確で一貫した基準を設ける。

⑦ 検査官が、文書化された繰返し違反に基づいて、更なる執行措置をとることを勧めるかどうかの決定について、その根拠を文書化するよう義務付ける。

⑧ 第 2 回サルモネラ菌テストで不合格となった工場に対し、講じるべき措置の具体的なスケジュールの指針を作る。FSIS が徹底的な調査をし、その調査の結果を報告する。第 3 回テストを始めるスケジュールも含む。

⑨ 一時停止処分が保留になっている工場が必要な是正処置を実行し、実証するためのスケジュールを執行形式で作成し、文書化する。

⑩ 地域の事業所が工場の是正処置が完了したと判断した時期とその理由を執行事例の形で文書化する。また、一時停止処分の保留が 90 日以上許されている場合も、その延長の理由を同様に文書化する。

2-4 GAO におけるテーマ設定

評価テーマの選定や実施を GAO がどのように行っているかについて、GAO の自然資源・環境問題担当（Natural Resources and Environment）の Assistant Director は、次のように述べている。

i) 議会委員会または議員の要請によって実施するものがほとんどである。テーマ間の調整は行われない。委員会から出されたものか、議員個人から出されたものかによって優先順位が異なる。

ii) 要請された課題であっても、問題によっては GAO の考えで調査内容を広げることがある。

iii) 調査が進むにしたがって依頼者の期待と異なる結果が出てくることがあるが、依頼者に配慮することはない。

iv) 調査に当たっては、大学や専門家の協力を得ている。行政の考え方などは、前職の政治任命職員（シンクタンク）の助言を得ている。謝金は払っていない。

v) 勧告書の作成に当たって農務省や他の省と協議（negotiate）することはない。ドラフト段階で各省庁のコメントを求めている。場合によっては報告書を修正することはあるが、通常はない。

vi) BSE の報告書に関しては、GAO 内部、特に Strategic Issue から反対の意見があった。理由は、「米国で BSE が発生していないのに、このようなレポートを出すことは無用の混乱を引き起こす」というものであった。また、この報告書案が農務省に届けられた 2 時間後に、ペノマン農務省長官が記者会見で激しい口調で報告書のドラフトを非難した。理由は、ハーバード大学が実施した BSE に関するリスクアセスメントの結果（BSE の発生の可能性は少ないとする評価）に配慮していないというものであった。GAO では、「この報告書の作成に当たってハーバード大学の同じメンバーに協力を求めている、長官の非難は当たらない。非難しておきながら GAO の勧告の一つ（中枢神経システム組織の含有の件）を除いて実施しているのは、GAO の指摘を認めたことではないか。」と述べた。

vii) 農務省からのコメントは淡々としているのではないかと質問したところ、表面に出るのは、激しいものにはならない、公開されることが前提になっているからである、と述べた。

GAO の報告書（監査またはプログラム評価）について概観すると、議会サイドは情報源として重宝しているが、農務省とは感情的とも思えるシコリがある。農務省が改革に取り組んでいる課題を取り上げ、勧告するという、成果の横取りであるとの不信すら農務省内にはある。第三者（GAO は議会に属しており、大統領の指揮下にはないことから、連邦の行政機関にとっては第三者であると見られる）が行うプログラム評価は、実施する方にとっても、実施される方にとっても厳しいものであるといえよう。

なお、i) に関して、上院農業栄養委員会におけるインタビューでも GAO に対して出す課題については、調整は行われていないとのことである。要請する委員の委員会における地位（ヒエラルキー）によって GAO は優先順位付けしていると述べた。

3. 農務省およびシンクタンクが実施するプログラム評価

農務省やシンクタンクにおいても数は少ないが、プログラム評価を実施している。どのような場合に実施され、どのように活用されているのか、GAO が実施するものとはどのような違いがあるのかを把握することを目的に調査した。

3-1 州農業省全国協議会研究基金が実施したレビュー

州農業省全国協議会研究基金（National Association of State Department of Agriculture Research Foundation⁹；NASDA）が実施した「動物衛生安全措置に関するレビュー」（The Animal Health Safeguarding Review¹⁰）については、議会上院農業栄養森林委員会の共和党系職員（当時は少数党）は、優先順位を考える上で参考になったとし、基礎的な検討資料として活用された意味は大きいと述べた。（多数党職員はそのレポートの存在を知らないとのことであった）。シンクタンクに委託して実施されたレビュー（プログラム評価とほぼ同義語に使われている。農務省の年次プログラム業績報告書ではプログラム評価として取り扱われている。）も活用されているといえる。

この「動物衛生安全措置に関するレビュー」は、次の4つの分野についてそれぞれ委員会を設置して評価（レビュー）したものである。

①国内の検査・監視委員会

動植物衛生検査局獣医部（APHIS/VS）の検査及び監視活動の現状を評価（レビュー）し、改善策と新しい計画を提言する。

②検疫委員会

国外の動物疾病の米国への侵入を阻止するために実施している活動の現状をあらゆる面から評価する。

③国際情報委員会

動物衛生に関する国際的な情報の適切性に関する課題を評価する。

④対応委員会

全国的な対応への取組みに求められる質(qualities)を明らかにし、動物疾病及び健康に関する緊急事態に対する効率的、協調的な対応を図る。このことによって動物、生産者、消費者、環境、国、州、地域経済に対する疾病及び健康への影響を最小限にする。

今回の調査では、主として④対応委員会が行った評価（レビュー）を対象に行った。また、対応委員会レポートの抜粋に当たっては、わが国においても参考となるとと思われるものを選んだ。

NASDA の Executive Vice President によると、

i) このレビューは、動植物衛生検査局（Animal and Plant Health Inspection Service；

⁹ “NASDA Research Foundation”

http://www.nasda-hq.org/nasda/nasda/Foundation/foundation_main.htm

¹⁰ “The Animal Health Safeguarding Review”

<http://www.nasda-hq.org/ASGRwebsite/FullBook.pdf>

APHIS) からの申込みによって実施したもので、NASDA としてもレビューの必要性を感じていたものである。

- ii) APHIS が旅費等, レビュー実施に必要な経費を負担し, NASDA は人件費を負担した。予算年度の制限があったため, APHIS は 6 か月から 8 か月で完成させるように希望した。レビュー実施に当たっては, 500 名の候補者の中から専門性等を考慮して 60 名に絞込み, 協力を依頼した。コミュニケーション部門の委員長は, 最終的にはコーネル大学教授になったが, 当初は, 民間企業の研究者であった。しかし, その会社が不祥事を起したため, 委員長候補から降りてもらうことになった。このように社会的な評価も委員選定に当たって考慮される。
- iii) レビュー作業が進むに従って, APHIS の対応が不十分であるとなることが明らかになってきたため, APHIS の幹部とレビューチームとの間に対立が生じた。NASDA と APHIS の間に立ったのが APHIS の 運営委員会 (APHIS Steering Committee) である。
- iv) レビュー実施のタイミングがよかったことから, レビュー報告書は, 次年度予算の編成に活用された。
- v) このレビュー報告書のようなものは, 今後公開されることはないであろう。テロ直後の報告であったが, このような報告書は公開されるものと考えられていたので, 政府の対応が不十分であるとするものであっても, 世に出すことが出来た。現在では, このような報告書は, 米国の弱点を世界に示すものであるとする意見が出ている。

資料 3 : 「動物衛生安全措置に関するレビュー」抜粋

<使命>

この委員会¹¹の使命は, 全国的な対応の取組みに必要な「質」を説明することであった。こうした取組みでは, 動物の疾病や衛生上の緊急事態に対し, 効果的で, 協調のとれた対応をすることが求められ, 疾病や衛生上の緊急事態における動物, 飼育者, 消費者, 環境, そして国, 州, 地方経済への影響を最小限に留めるよう努めなければならない。

<調査結果についての説明>

この報告書における 11 の原則とそれに関連する 49 の措置は, 疾病や動物の衛生問題に対する一般的な緊急対応への動態的な対応計画として, 1 冊のマニュアルを作る際の手段を提示している。すべてのレベル(例えば政府, 学

¹¹ 委員会の構成については, 添付資料 1 の “Response Committee” に示した。

界，獣医学，動物関連産業など)で示されている弱点としては，以下の点が挙げられる。

- ① インフラ
- ① コミュニケーション
- ① データの収集，処理手続き，ネットワーク化
- ① 法的合意，権限
- ① 現状の調査
- ① 必要な応用研究

このような弱点のいくつかは，過去の研究で既に指摘されている。

委員会は，APHIS 獣医部 (Veterinary Services ; VS)，動物衛生，獣医学，畜産業を保護する責任を持つ州の機関が下記の目的のために互いに協力するよう求める。

- ① 戦略の実行
- ① 動物疾病や衛生上の緊急事態に対して，効率的で協調のとれた対応をする。
- ① 動物，飼育者，消費者，そして国，州，地方経済への影響を最小限にする。

委員会は，APHIS・VS が積極的に連邦政府，州，産業界のリーダー間で対応策をまとめ，実施していることに励まされた。(こうした活動の多くは，最近の英国やその他の国での口蹄疫の発生やバーモント州での羊の問題で強化された。)

最終的なプログラムは，外国の動物疾病や，バイオテロリズム，新たに発生する疾病，食品安全問題，人畜の疾病，野生生物の疾病などの脅威と向き合っているため，畜産業の日々変化するニーズに対応したものでなければならない。また，現在の規制上の牛，豚のブルセラ症，牛の結核，仮性狂犬病に対する根絶計画を完成させるという恒常的なニーズにも応えていなければならない。

<方法とミーティング>

委員会は，電話会議，メール，コロラド州デンバーでの 2 日間の会議など，何度か話し合いの機会を持った。また，以下の場所にも訪問した。

- ① APHIS・VS
- ① The Center for Epidemiology and Animal Health (CEAH)
- ① ニューヨーク州 Plum Island の The Foreign Animal Disease Diagnostic Laboratory (FADDL)

- ④ Emergency Programs (EPS)
- ④ Emergency Operation Center (EMOC)
- ④ メリーランド州 Riverdale の Wildlife Services とその他 APHIS 機関
- ④ 西部，東部の Regional Emergency Animal Disease Eradication Organization (READEO)の長官
- ④ 東部の APHIS 本部

委員会は，また以下の行動をとった。

- ④ 英国での口蹄疫調査の任務から帰ってきた獣医と面談
- ④ 数州の担当獣医や地域の担当獣医(AVIC)との会談
- ④ 州緊急事態プログラムの議論や立案への参加
- ④ 畜産業のリーダー数名との協議

APHIS，州，産業界に関する研究の最新の報告書数件が検討されたが，それらはこの報告書にも参照されている。「全国動物衛生緊急管理」(The National Animal Health Emergency Management ; NAHEM)の報告書は，大変有用であった。

<原則 4 b>

動態的な対応計画に必要なのは，国内，国外の動物の疾病や問題を統制することである。以下はその例である。

- ④ 訓練と教育の強化
- ④ 十分な備品，資源，訓練された人員の動員
- ④ 役割と責任の明確化
- ④ 無数のレスポンス供給者間の調整

提案 107：現行の疾病ごとの「緊急時対応ガイドライン」(Emergency Response Guidelines)をオーストラリアの計画と似た一冊のマニュアルに作り直す。

説明：対応委員会は，口蹄疫の Red Book を検討し，委員がこの書類の妥当性について，州，連邦政府，産業界のリーダーに質問をした。この書類は，過去の口蹄疫への対応活動をまとめた貴重なものではあったが，更新して範囲を広げ，その他のガイドラインも含めて，口蹄疫への緊急対応のための，1冊の包括的なガイドラインにすることが極めて重要である。そのマニュアルも，継続的に改善し，検討していくべきである。

<原則 4g>

関連の応用研究によって最善の対応プログラムが生まれる。

提案 137：APHIS-VS と農業研究局（Agriculture Research Service；ARS）を指導し、必要とされる応用研究の完成のための計画に優先順位をつけ、策定する。

説明：対応の取組みを強化するのに必要な応用研究を特定し、それに優先順位をつけ、コミュニケーションを取る。APHIS-VS と ARS は、協力して必要な応用研究の完成のための計画に優先順位をつけ、策定する。

ARS と APHIS の間で、動物の衛生プロジェクトのための応用研究の優先順位がどのようにつけられているのかは、明らかでない。現在の人材では、診断へのニーズに応えたり、最新の技術に対応したり、またはそれを取り入れる時間が十分でない。診断学を発展させ、必要な応用研究を行い、APHIS にそれを伝える ARS の科学者達の間で、もっと効率的な交流があるべきだと思われる。これについては、ARS と APHIS の両方で強化されるべきである。

過去の調査によると、「APHIS やその他のステークホルダーを含む応用研究活動やプログラムを特定し、その優先順位をつけるために、正式なプロセスを策定する必要がある。これまでの使命や優先順位は管理スタッフによって毎年検討され、国民のニーズに応じていることを証明する必要がある。」さらに、「研究プログラムの全般的な原動力は、米国の動物、農業を外国の動物の疾病から守り、外国の動物疾病の侵入による影響を最小限にするために必要なことを基点とするべきである。」この調査をしたチームはまた、「研究の優先順位の選択過程における公開性の欠如に懸念を表明」している。この懸念は、最近の経験に基づいた調査でも指摘されている。

<原則 4h>

効率的なコミュニケーションは、対応を求められるすべてのレベルで重要視されるべきで、そのための十分な資金とスタッフが供給されるべきである。

提案 140：APHIS 内のコミュニケーションを改善し、CEAH、Animal Health Program 本部、Secretary of Agriculture's Office の間の定期的なコミュニケーションを推進する。

説明：委員会による審議，調査，面談，訪問のいたるところで，APHIS-VS 内で，Riverdale の APHIS-VS スタッフと地方の事業所のスタッフ，州の動物衛生当局者との間でのコミュニケーションの欠如が明らかであった。

<原則 4i>

新しい計画を推進するためには，洞察力のある持続的な指導部を育成するべきである。新しい計画によって食品安全，バイオテロの予防，規制上，そして緊急時の対応などの活動における APHIS の役割を拡大していくべきである。

提案 144：プログラム強化へのニーズや機会を観察するために，現場への定期的な訪問を推奨する。伝統的に，全国本部に付属していた重要なポジションを現場の作業により近いところへ移す。これは，対応の取組みを改善し，ワシントン DC へ転勤になることを望まない才能ある個人を引きつけるためである。パートナーと積極的に協力し，仕事上の関係を明確にし，固定する。新しい協力分野を特定し，その分野における役割を明らかにする。

説明：変更を実施するには，その性質上，洞察力があり，持続的な指導部が必要である。過去 20 年間で APHIS-VS への資金と常勤スタッフのレベルは著しく低下した。この傾向を覆すには，革新的な指導部が必要である。近年，食品安全とバイオテロリズム対策のために，資金の大幅な増加が認められた。英国における最近の口蹄疫の発生により，危機管理のための資金調達の必要性に対する国民意識が高まった。APHIS-VS の指導部は，APHIS-VS が各関連分野への重要で積極的な参加者として認知され，その地位を利用してさらに資金を得て，その分野における役割を果たせるよう保証しなければならない。

特定のプログラムを行っている分野の持続的な指導部にとって難しいのは，才能のあるスタッフを引きつけ，留めておくことである。多くの場合，才能のあるスタッフは，もしまだメリーランド州 Riverdale の National Animal Health Program の本部に配置されていなければ，本部へ再配置されるよう要求されてきたようである。この方針は見直されるべきである。重要なポジションが適切な分野へ配置される機会が与えられることが勧められる。そうすれば，質の高いスタッフを引きつけ，留めておくのに有利であろう。そうした質の高いスタッフが現場の作業の近くにいるということは，対応を改善するのにも役立つ。こうした状況で，現代のコミュニケーションツールを使用することは，どのような管理上の困難をも最小限にするのに役立ち得る。

しかし、この方法のために特にポジションを設けることは勧められない。なぜなら、これは管理上の決定であるべきだからである。決定は、各ポジションに係わる個人や特定の環境によって下されるべきである。これは、「洞察力のある」指導部が、各々のプログラムにおいて、最も質の高いスタッフを引きつけ、留め、そして最も有効に活用する能力を高めるために使用を許されるべきツールである。

各分野に重要なポジションを配置するのに加え、APHIS-VS 指導部は、各現場に定期的に訪問することが勧められる。これにより、本部と各現場とのコミュニケーションが強化されるであろう。また、プログラムのニーズや機会もより良く判断することができるであろう。

委員会が検討した過去の報告書や計画は、様々な段階でこうした原則が必要とされることを示唆している。Quadrilateral Review で判明した脆弱性の一つとして、「中心的な指導部」が挙げられた。Quadrilateral Review では、「危機管理計画を成功裡に実行するには、強力な中心的指導部が不可欠である。」と指摘されており、主に役割の明確化が勧められている。

「全国動物衛生緊急管理システム運営委員会」(the National Animal Health Emergency Management System Steering Committee)の行動指針もまた、「パートナーシップとネットワークを強化」するための指針である。掲げられている目的は、「連邦機関、州機関、畜産業界、民間の獣医が、組織内で、そして組織間で協力関係を強める」ことである。

この分野においての具体的な措置には、以下の目的のために、FEMA (Federal Emergency Management Agency; 連邦危機管理庁)とより密接に協力することも含まれている。

- ① 「連邦対応計画」(Federal Response Plan)の一部としての正式な合意を模索する。
- ② 各州の危機管理当局者とより密接に協力する。
- ③ 自然災害、人災への対応をサポートできる専門知識を提供する。
- ④ 国防総省、連邦捜査局、中央情報局、産業界と協力し、潜在的な脅威からのリスクを最小限にし、それに対応する。

“Recommended Follow-up Actions to the NIMBY Exercise”は、緊急事対応組織(現在、READEOs、EMOCと呼ばれている)の構造を変えることを要請している。要請されていた措置としては、FEMAが提唱している「緊急司令システム」(the Incident Command System)を採択することであった。

このような措置は、洞察力のある持続的な指導部を求める原則の実施を成功させるのを後押しする。

3-2 食品安全検査局が実施、または委託したプログラム評価

食品の安全性に関するプログラム評価の中には、GAO が実施するもののほか食品安全検査局（FSIS）自身がプログラム評価を実施しているものと、Research Triangle Institute (RTI)¹²に委託しているものがある。両者の違いを把握することによって、GAO 以外が実施するプログラム評価についての考え方、実施状況、成果の活用を把握することを目的に FSIS 職員にインタビューを行った。

聞取りの対象としたのは、

FSIS 自身が実施した「管理及びリーダーシップ開発プログラム」(Management & Leadership Development Program¹³)(2000 年 10 月)及び「すぐに食べられる食品のサンプリングに関する FSIS 指令についての情報」(Feedback on FSIS Directive on Microbial Sampling of Ready-To-Eat (RTE) Products, Revision 1 and Amendment 1¹⁴) (2001 年 6 月)、FSIS が Research Triangle Institute (RTI)に委託して実施した「PR/HACCP 規則に関する評価レポート、1996 年以降の消費者の知識、行動及び信頼における変化」(PR/HACCP RULE EVALUATION REPORT , Changes in Consumer Knowledge, Behavior, and Confidence Since the 1996 PR/HACCP Final Rule Final Report¹⁵) (2002 年 9 月) の 3 つを取り上げた。

Research Triangle Institute に委託した「1996 年以降の消費者の知識、行動及び信頼における変化」は、長期間にわたる調査であることから、FSIS としては人的資源の関係から自ら実施することが困難であること、また FSIS が自ら行った場合、消費者団体から調査結果の信頼性について疑問の声が出かねないと判断したことが委託した理由である。

なお、このプログラム評価によって FSIS が取り組んできた各種の消費者教育が効果をあげてきていることが分かったとのことである (Congressional and Public Affairs Office の見解)。

¹² “Research Triangle Institute” <http://www.rti-knowledgenetworks.org/rti-info.htm>

¹³ “Management & Leadership Development Program”
<http://www.fsis.usda.gov/oppde/peis/Reports/OM/Mgmt.pdf>

¹⁴ “Feedback on FSIS Directive on Microbial Sampling of Ready-To-Eat (RTE) Products, Revision 1 and Amendment 1”
http://www.fsis.usda.gov/oppde/peis/Reports/OPPDE/Eval_Rpt.pdf

¹⁵ “PR/HACCP RULE EVALUATION REPORT , Changes in Consumer Knowledge, Behavior, and Confidence Since the 1996 PR/HACCP Final Rule Final Report”
<http://www.fsis.usda.gov/OA/research/HACCPImpacts.htm>

これに対して「管理及びリーダーシップ開発プログラム」や「すぐに食べられる食品の細菌サンプリングに関する FSIS 指令についての情報」は、FSIS の管理運営に関する資料を得るためのもので、調査結果についての信頼性や公平性を問われるものではない。GAO に関しては、GAO が監査やプログラム評価としてこのような課題を実施するかどうかは、GAO の判断の問題であるとのことである。

わが国では、Program Evaluation に該当するものは、「総合評価」であり、この用語自体にも多少の問題があるように思われるが、Comprehensive Evaluation であるとする GAO の資料があるように、「総合評価」が誤訳ということではない。しかし、わが国では、総合評価の枠組みを表すのが「政策評価」となっていることから、政策を総合的に評価するものと受け止めている者は少なくない。例えば、戦後の米政策が成功であったかどうかを評価するのが「政策評価」の「総合評価」であるというような国会で審議されるような事案について分析、評価するのが「総合評価」であるように受け止めている者が少なくない。

「総合評価」という用語を使用することによって誤解が生じているのであろう。そのように思い込んでいる者を非難できないのではなかろうかと思う。GAO が行っているプログラム評価がどのようなものであるかは、10 人程度の規模の体制を作り、実施したといわれる “MAD COW Disease, Improvement in the Animal Feed Ban and Other Regulatory Areas Would Strengthen U.S. Prevention Efforts GAO-02-183” を当センターの調査研究レポート 32「米国の BSE 対応」で邦訳している。英文で 63 ページと、GAO としては大がかりな調査であったが、ボリュームはそれほど大きくはない。テーマ自体も限定されたもので、GAO が取り扱える範囲の大きさになっているように思われる。

3-2-1 食品安全検査局が実施したプログラム評価

ここで紹介する「管理及びリーダーシップ開発プログラム」(Management and Leadership Development Program ; MLDP) に関するプログラム評価は、社会経済情勢を加味して評価しなければならないといったものではない。試行的に実施した職員研修が適切であったかどうか、改善点は何か、今後継続して実施すべきかどうかを判断するために実施されたものである。原文は 11 ページとボリュームは大きくはない。

農務省の FSIS の「マネジメント・リーダーシップ開発プログラム」の試行は、2000 年 4 月に始まり、4 つのステップからなっている。適切な訓練を特定して訓練を受けたことのない個人および作業グループ(管理者とその直属の部下)を対象に提供しよう計画されている。個人やグループの訓練のニーズを正確に評価するために、このプログラムではマルチソースのアセスメントツールである Leadership Effectiveness Inventory (LEI)を使

用している。このプログラムの4つのステップとは、①LEI マルチソースアセスメントツールを完成させる、②各参加者が個人やグループによる LEI の結果を受け取り、将来のグループの訓練を計画するグループのフィードバックセッションと計画セッションに参加する、③訓練コースを完成させる、④2度目の LEI を完成させることにより、個人とグループのパフォーマンスを再評価することであった。

評価は、①プログラムに参加する作業グループ¹⁶のサンプルに調査内容をメールで送る、②プログラム参加者のサンプルと対面、電話によってインタビューを行う、③マルチソース、「360度」フィードバック手法とその使用について検討する、ことによって行われている。

続いて調査結果が記述され、その後にプログラムを改善させるための提言(Recommendations)がなされている。

① マルチソースアセスメントツールについては、

- ・ Leadership Effectiveness Inventory の使用を中止すること。
- ・ 次の特徴を持つ他のアセスメントツールを探すこと。

◇評価者のための簡潔かつ包括的な指示

◇日常的、定期的に発生する職務や要求事項に関する質問（管理職と管理職でない職員とでは異なる質問になる可能性がある）。

◇特別に策定することが可能な能力や質問。

◇更なる説明をほとんど、または全く必要としない、分かりやすいフィードバックレポートの形式。

- ・ 管理者には異なる手法や質問一式を使用すること。
- ・ 作業グループの管理者が（手法によって要請されれば）手法を実行する前に適合性についての能力を検討し期待されるパフォーマンスの基準を設定するよう奨励すること。
- ・ 手法を実行する前に(作業グループの管理職に加えて)現場の職員による小規模のグループを組んで適合性に関する能力や質問を検討すること。

② 作業グループの構成については、

- ・ 現場の作業グループには、次のものが含まれなければならない。

◇District Manager, Deputy District Manager, Assistant District Manager for Enforcement, その地区のすべての Circuit Supervisor

¹⁶ 原文は、intact work group で、直訳すれば「(上司や部下からなる) 完全な作業グループ」、あるいは「ノーマルな作業グループ」ということになるだろう。ここでは、単に「作業グループ」とのみにした。

◇Circuit Supervisor とその人物に報告するすべての Inspectors-In-Charge

◇Inspector-In-Charge とその人物に報告するすべての現場検査官

- ・本部の作業グループは、似通った仕事のポジションを持ち、管理者と同様にお互いのパフォーマンスを評価する能力を持つスタッフのメンバーのみを含むべきである。
- ・参加者が作業グループの同僚を評価者として含めるよう奨励すること。

続いて、

- ③ 資料と参加者へのその他の情報
 - ④ フィードバック・計画セッション
 - ⑤ 訓練コース
 - ⑥ 上級幹部の支援、
- について提言がそれぞれなされている。

この評価報告書の全文翻訳は、添付資料 2 として本報告書の最後に収録している。

3-2-2 委託によって実施されたプログラム評価

「PR/HACCP 規則評価報告：1996 年 PR/HACCP 最終規則制定後の消費者の知識・行動・信頼の変化」は、①施策（HACCP 規則実施）の効果を把握する手法として注目されること、②継続的に数回にわたって調査が実施され、実績測定（実績評価）の様相も持っていることから、この評価報告書は、委託によって実施できるものの事例として適当であると考えた。

評価結果の報告書は、全体で 13 ページとボリュームが大きい。
概要を紹介する。

科学研究と技術開発を行っている非営利組織（NPO）である Research Triangle Institute (RTI)が農務省食品安全検査局（USDA/FSIS）の委託を受けて、「1996 年病原体減少及び HACCP システムの最終規則」(1996 Pathogen Reduction, Hazard Analysis and Critical Control Point (PR/HACCP) Systems, Final Rule) 制定後の変化を数年間にわたって評価している。

RTI では、評価の一環として、PR/HACCP の「農場から食卓まで計画」(Farm to Table Initiative¹⁷⁾) が実行されてからの消費者の知識、安全な食品の取扱手順(行動など)、食肉や鶏肉の安全性への信頼の変化を調べた。

このような計画には、PR/HACCP の規則そのものと、「食品安全教育パートナーシップ」(Partnership for Food Safety Education) の Fight BAC![®] 運動や FSIS の「調理用温度計キャンペーン」(Food Thermometer Education Campaign)、国、州、地方レベルの食品安全への取組みの強化、業界団体、学界による「農場から食卓まで戦略」の促進、食品取扱業者への教育や訓練を強化する活動など、全国的な消費者教育運動が含まれる。食品の安全な取扱手順や食肉や鶏肉の安全性への信頼は、このような全体的な取組みによって影響された可能性があるとしている。

調査方法：

現行の調査、観察データ、消費者のフォーカス・グループを使って PR/HACCP の「農場から食卓まで計画」が実行されてからの消費者の知識、安全な取扱手順、信頼の変化を調べた。1996 年の PR/HACCP 規則施行後の変化を追えるように、長期にわたって実施した。2002 年春、消費者フォーカス・グループを作って、5 年前と比較した消費者の知識、安全な取扱手順、信頼における変化に関する情報を集めた。

主な調査結果：

- ① 多くの消費者が、食品安全について知識を深め、料理をするときに手や調理台を清潔にして二次汚染を防ぐなど、食品の安全な取扱手順を一部改善したと報告している(表 1 参照)。しかし、観察したところ、消費者は必ずしもそのような行動をとっているわけではない。
- ② 食品の安全な取扱手順に従っているという自己申告は増えたが、調査やフォーカス・グループにおいて、多くの消費者が調理用温度計を使う、残り物を安全に扱う、安全に食肉や鶏肉を解凍する、安全でない可能性のある食品はすぐに捨てるなどの、推奨されている食品の取扱手順に従っていないと報告している。
- ③ 調理用温度計を使用している消費者の割合は小さいが、それを持っている者と使用の数は 1998 年から増加している。この調査結果は、難しい行動の変化における重要な第一歩を示している。

¹⁷ 「農場から食卓まで計画」(Farm to Table Initiative) は、1997 年に出されたクリントン大統領令の「食品安全計画」(Food Safety Initiative)の一部である。この計画には農場から食卓までの一連の中で起こりうる食品汚染源の特定が含まれ、また全国的な食料供給に影響を及ぼす可能性のある問題を排除する過程を実施することが含まれる(FDA/CFR)。立法措置を講じて実施されているのではなく大統領令によって展開されている。

- ④ 消費者は、食品を媒介する病原体、リスクの高い食品、リスクの高い集団などについて知識を深めたが、その知識はときに間違っているか不完全である。消費者は、また必ずしも病原体を最小限にするための手順に従ってはいない。
- ⑤ 5年前に比べると（PR/HACCP の計画実施後）、消費者は家庭で食肉や鶏肉を扱ったり、調理したりする際により注意深くなっている。この改善について、消費者は食品の安全性に関するメディアの報道が原因だとしている。
- ⑥ 消費者は、積極的には食品の安全性に関する情報を求めないが、メディアを通してすぐに利用できるような食品の安全性に関する勧告については注意を払う。また、消費者は食品安全の情報については食品表示に頼っており、食品表示の賞味期限を定期的にチェックしている。
- ⑦ 5年前に比べると（PR/HACCP の計画実施後）消費者のフォーカス・グループ参加者の食肉や鶏肉の安全性に対する信頼は高まっているか、またはほとんど同じである。
- ⑧ 多くの消費者は、自分達が食べる食品が安全であることを保証する責任をすすんで受け入れている。消費者は食肉や鶏肉を安全に扱う能力に自信を示しており、むしろ購入前に食肉や鶏肉がどのように扱われていたかについて、より心配している。しかし、消費者の中には、家庭で料理する際、気付かぬうちに安全でない手順を踏んでいる者もいる。

提言：

- ①食品の安全性に関する行動の変化を推進する対象となる分野
- ・ 調理用温度計の使用。FSIS は「調理用温度計キャンペーン」によって調理用温度計の使用を推進し続けるべきである。
 - ・ 「2 時間ルール」：2 時間以内に食品を冷蔵するか冷凍する。
 - ・ 残り物の適切な処理、保存、再加熱。
 - ・ 冷蔵庫の温度計の利用。
 - ・ 食肉や鶏肉を安全に解凍する手順。
 - ・ 「疑わしいときは捨てる」のルール。安全でないと思われる食品は捨てる（見た目や香り、味にかかわらず）。
- ②メディアと協力し続け、安全な取扱手順について消費者を教育する。
- ③消費者に食品の安全性に関する情報を提供するための手段として食品表示を利用する。
- ④食肉や鶏肉の安全性を高めるための政府の計画について消費者を教育する。

4. 事前評価

わが国でも規模の大きい公共事業の場合は、事業計画の段階で費用効果分析が実施（事前評価）され、事業を実施するかどうかの判断資料としているが、他の農林水産政策については、事前に効果の分析が行われているとしても、ほとんどの場合、行政機関内部の検討資料にとどまっていることが多い。

米国 2002 年農業法（the Farm Security and Rural Investment Act of 2002）は、上院と下院がそれぞれ独自の法案を可決し、両院協議会での調整を経て 4 月 26 日に合意が成立し、5 月 13 日に大統領が署名している。この法律に関して、上院農業栄養森林委員会のウェブサイトには、FAPRI（ミズーリ大学とアイオワ大学が議会の支援を得て共同で設置した研究機関）が実施した「米国 2002 年農業法に関する予備分析」（Farm Security and Rural Investment Act of 2002: Preliminary FAPRI Analysis¹⁸）が掲載されている。この予備分析がどのようにして実施され、また議会の審議においてどのように活用されたかを知ることは、政策の審議・決定過程における事前評価の役割を知る上で、貴重な情報になり得ると考えたので、その経過等について FAPRI と上院農業栄養森林委員会事務局に質問した。

FAPRI については、電子メールでの質問回答になった。FAPRI では、自らの使命として米国 2002 年農業法の将来の財政負担について分析し、議会に提出している。FAPRI によると、ウェブに掲載されている「予備分析」によって米国 2002 年農業法の内容に影響を与えたことはないとしているが、同時に、FAPRI が行ったそれまでの研究の多くが農業法案の審議に直接影響を与えているし、法案における重要な変更にも貢献したとしており、ウェブに載っているのとは別に、その前に行っている作業（研究）が審議に影響を与えたとしている。

委員会事務局におけるインタビューでは、「予備分析」が委員会審議に活用されたという。米国経済が下降線をたどる中にあって、米国 2002 年農業法は大きな財政負担が伴うことから、財政負担の予測とその効果を把握することが重要であり、法案の内容に大きく影響することから、審議に影響を与えたことは間違いのないであろう。（財政が悪化する前に、また他の財政支出が必要な重要法案が出る前に同法案を成立させようとすることで、両院の意向が一致したといわれる。）

¹⁸ “Farm Security and Rural Investment Act of 2002: Preliminary FAPRI Analysis”
<http://www.senate.gov/~agriculture/Briefs/2001FarmBill/FAPRI.pdf> 添付資料 4
として添付している。

FAPRI が行った予備分析は、次のように述べている。

「このような警告を念頭において、FAPRI は、法案における最初の 2 つの題目について、2001 年現在の政策ベースラインに比例した影響を次のように予測している。

- ・ ベースラインに比例して、商品プログラムの純支出は、次の 10 年で 497 億ドル増加する。これに対応する連邦議会予算局（CBO）の予測は、2001 年 4 月予算決議案のベースラインとの対比で 477 億ドルであった。
- ・ 保護プログラムの純支出は 2002 年会計年度から 2011 年会計年度の 10 年間で 132 億ドル増加する。
- ・ 主要作物の畑の総面積は、支援のレベルが上がることに伴い、僅かに拡大する。穀類と綿の畑は、大豆畑の縮小分よりも拡大する。
- ・ 穀類と綿の価格は、生産高の増加に伴い、僅かに下落する。脂肪種子の価格は僅かに上昇する。
- ・ 新しい酪農支払プログラムによって牛乳の生産高が微増、牛乳の価格は低下する。
- ・ 法案の商品プログラムについての条項により、純農業収入は年平均 38 億ドル上昇し、保護プログラムによって、更に年 7 億ドル上昇する。
- ・ プログラムの分類方法についての一連の仮説によると、米国が 2002 年販売年度（marketing year）における WTO の「黄の政策」の農業助成金への限度額を超過する可能性は 19.3 パーセントである。
- ・ 景気循環対策の支払方法や USDA のその他のプログラムをより妥当に分類することで、現在予測されている、WTO の限度額を超える確率を大きく変えることが可能かもしれない。」

農務省 ERS（経済調査局）や OMB（大統領府管理予算局）も「米国 2002 年農業法」の財政負担に関する分析を行っていることに関して、議会事務局は、議会として信頼できる分析を期待して FAPRI に行わせているとのことで、ERS や OMB の分析は、政府サイドの分析であって、政府に都合の悪いものは出さないのは当然であると述べ、議院内閣制を採用している日本とは違うと指摘した。

FAPRI は、民主党主導によって 1984 年に設立された研究機関であるが、研究能力においても米国のほかヨーロッパでも評価されている（1999 年 3 月訪問時における FAPRI の教授の説明）ほか、不偏不党であることを議会の多数党、少数党、上院、下院から認められていることが議会から継続的な財政支援を得られている大きな要因であろうとみられる。今回の「予備分析」についても特別の契約といったようなものはないようで、議会から求められることを予測して、準備され、事務局からの電話連絡を受けて提出している。また、この分析によって議会から追加的に資金が配分されるといったことはなかったよう

である。

先に述べた GAO の場合は、議会に属する機関ではあるが、共和党から不偏不党を疑われたために大幅なダウンサイジングを強いられたのとは異なっている。米国においては、議会の事務局職員も所属政党が明らかにされており、不偏不党であると評価されるのは、わが国で考えるよりも難しいことであると思われる。しかし、そのような評価を得なければ、評価機関としての存続が難しいのかもしれない。

資料：FAPRI からの回答 (Dr. Patrick C. Westhoff. 2002 年 9 月 19 日)

1) FAPRI は、農業法案について、下院法案、上院法案の審議中、また法案が両院協議会で審議されている間、非常に多くの作業を行った。FAPRI のウェブサイトに掲載されている「予備分析」(Preliminary Analysis) を作成することになったのは、議会スタッフから電話で特別の要請があったからである。その要請がいつあったのかは記録していないが、分析を公表する 1 週間前以内であったと思われる。そのような要請があるのではないかと予想していたため、要請のある前にある程度事前の研究をしていた。しかし、実際の分析は、電話での要請があったときと予備報告書を載せる間の数日間で完成させた。

2) 議会に対しては、予備分析の中に入れた情報に関して、一つの報告しかしていなかった。しかし、分析を作成している間に、議員スタッフと米農務省へ何本か電話をし、自分達が最終法案に使われている言葉を適切に解釈しているかどうかを確認した。FAPRI は、農業法案審議の初めの頃、ワシントンで何度もプレゼンテーションを行い、ウェブサイトに幾つかのレポートを載せ、情報や農業法案における選択肢の早急な分析について、多くの電話による要請に対応した。予備分析が完了した後、米国 2002 年農業法案の下での米国農業の見通しについて、より完成された分析を作成した。その分析は、7 月に発表され、ウェブサイトで見ることができる ("FAPRI 2002 U.S. Baseline Briefing Book")。この分析は、議会スタッフ、米国農務省、報道機関に直接提示された。

3) この FAPRI の分析は、農業法案の審議中、何人かの議員によって引用された。もちろん、この分析が要請されたときには、両院協議会の議員によって既に同意されていた。このように、このウェブに掲載されている分析自体は、法案自体の変更については、何ら貢献していない。しかし、FAPRI

がそれまでに行った研究の多くが農業法案の審議に直接の影響を与えているし、法案における重要な変更にも貢献した。

4) この分析は、費用便益分析を要求する規制とは無関係に行われた。議会は、FAPRI に対し、市場への影響が米国 2002 年農業法案と以前の法律の下でどのように比較されるかについて、更に分析を行うようには求めている。しかし、議会は FAPRI に他の問題について調査するよう求めているため、FAPRI は特定の議会の要請に答えることを最優先にしている。旧法律と新法律の下での影響については、より完全な分析を行いたい、そのような分析をいつ完成できるかはとても予測できない。それは更なる議会の要請の頻度や難度による。私達は、農業経済の新しい基本予測を作成する予定だが、それには農業法案の影響（旧法案と比較するものではない）や、今冬の最新の市場展開も含めるつもりでいる。予備分析は 11 月に作成し、その修正版は 1 月に作成して、2 月か 3 月に発表する予定である。

5. 成果の評価手法

食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの成果を評価し、より効果的にリスクコミュニケーションを実施していくことが、今後わが国においても大きな課題になると考えられる。このため、ATSDR (Agency for Toxic Substances and Disease Registry¹⁹) がまとめた「健康リスクコミュニケーションプログラムに関する評価入門書」(Evaluation Primer on Health Risk Communication Programs²⁰) について著者の一人にインタビューを行った。

インタビューの概要は、次のとおりである。

- i) リスクコミュニケーションが成果をあげているかどうかを把握するためには、科学的な調査が不可欠である。この入門書は、健康に関するリスクコミュニケーションについて述べたものであるが、そのまま食品に関するリスクコミュニケーションにも適用できる。
- ii) 評価には、formative (定型的, 形成的), process (過程), outcome (アウトカム, 変化), impact (影響) の 4 つの段階があるが、経費のかかるものであるので、すべてを実施することは、現実的ではない。保健福祉省 (DHH) でも現段階では、ほとんど定型的 (形成的) 評価 (formative evaluation) にとどまっている。

¹⁹ “ATSDR” <http://www.atsdr.cdc.gov/>

²⁰ “Evaluation Primer on Health Risk Communication Programs”
<http://www.atsdr.cdc.gov/HEC/evalprmr.html>

注：なお，outcome に関する概念が通常政策評価で使用されている場合とは，異なっている。ここでは，消費者の態度の変化を指しており，長期的な政策の効果は，**impact evaluation** とされている。

- iii) 成果の達成度や問題点を把握する上で，フォーカスグループ・インタビューが効果的である。これは高度に設計された評価方式であって，訓練を受けたモデレーター（**moderator**）が必要であるが，行政組織の内部の者が実施すると，課題によっては，バイアスがかかり適当でない場合があり，注意が必要である。フォーカスグループ・インタビューは，**outcome evaluation** 及び **impact evaluation** に用いられる。
- iv) このインタビューには，参加者の選定が大きな問題で，その選定に関するデータを持っていることが必要である，また分析に多くの時間・エネルギーがとられるので，現実的には外注することになる。

この調査には，定性的な評価によって課題を幅広く明らかにすることができ，アンケート調査のように質問表の作成時において専門家でない組織上層部からチェックされることがないという利点がある。

- v) フォーカスグループ・インタビューによって実施されたリスクコミュニケーションの評価結果が出されてきている。FSIS もこの方式によってリスクコミュニケーションの成果を評価していることは承知している。

(添付資料１)「動物衛生安全措置に関するレビュー」(The Animal Health Safeguarding Review) の委員会

<レビューパネル>

議長

The Honorable Gus R. Douglass, Commissioner, West Virginia Department of Agriculture

副議長

The Honorable Lester Spell, DVM, Commissioner, Mississippi Department of Agriculture & Commerce

委員

Dr. Richard Breitmeyer, DVM, Director, Animal Health & Food Safety Services, California Dept. of Food & Agriculture

Dr. Sharon Hietala, PhD, Professor of Clinical Immunology, California Animal Health & Food Safety Laboratory System, University of California

Dr. Bob Hillman, DVM, State Veterinarian, Idaho Department of Agriculture

Dr. Beth Lautner, DVM, MS, Vice President, Science and Technology, National Pork Board

Dr. Donald Lein, DVM, PhD, Director of Diagnostics Laboratory, College of Veterinary Medicine, Cornell University

Dr. Martha Roberts, PhD, Deputy Commissioner, Florida Department of Agriculture & Consumer Services

Mr. Paul Rodgers, Director of Animal Health, Product Safety & Technical Assistance, American Sheep Industry Association

Dr. Richard Ross, DVM, PhD, Dean, College of Agriculture, Iowa State University

Dr. Bruce Stewart-Brown, DVM, ACPV, Director of Health Services, Perdue Farms, Inc.

Dr. Peter Timoney, DVM, PhD, MS, Director, Maxwell H. Gluck Equine Research Center, Department of Veterinary Science, University of Kentucky

Dr. Gary Weber, PhD, Executive Director, Regulatory Affairs, National Cattlemen's Beef Association

Mr. Sherman Wilhelm, JD, Director, Division of Aquaculture, Florida Dept. of Agriculture & Consumer Services

<対応委員会>

議長

Dr. Donald Lein, DVM, PhD, Director of Diagnostic Laboratory, College of Veterinary Medicine, Cornell University

委員

Dr. Alex Ardans, DVM, MS, Director, California Animal Health and Food Safety Laboratory, University of California

Dr. Robert Eckroade, DVM, Associate Professor, Avian Medicine and Pathology, University of Pennsylvania

Dr. John Fischer, DVM, Director, Southeastern Cooperative Wildlife Disease Study, College of Veterinary Medicine, University of Georgia

Mr. Wayne Godwin, Second Vice President, Florida Cattlemen's Association

Dr. Heidi Hamlen, DVM, MS, California Department of Food and Agriculture

Dr. Sam Holland, DVM, State Veterinarian, South Dakota Animal Industry Board

Dr. Kenneth Olson, PhD, Dairy and Animal Health Consultant

Dr. David Thain, DVM, State Veterinarian, Nevada Department of Agriculture, Bureau of Animal Industry

Dr. Larry Williams, DVM, State Veterinarian, Bureau of Animal Industries, Nebraska Department of Agriculture

<APHIS運営委員会>

委員長

Dr. Gary Brickler, DVM, USDA, APHIS, VS, Area Veterinarian-In-Charge, Alaska/Hawaii/Washington Area

委員

Dr. Randall Crom, DVM, Senior Staff Veterinarian, Emergency Programs Staff, USDA, APHIS, Veterinary Services

Dr. Jose Diez, DVM, Assistant Director, Eastern Region, USDA, APHIS, Veterinary Services

Dr. Rick Hill, PhD, Director, Licensing and Policy Development, USDA, APHIS, Veterinary Services

Dr. Andrea Morgan, DVM, Associate Director, Animal Health Programs, USDA, APHIS, Veterinary Services

Dr. Robert Nervig, DVM, Director, Eastern Region, USDA, APHIS, Veterinary Services

Mr. Robert Spaide, Asst. Director, Safeguarding & Pest Mgmt., USDA, APHIS,
Plant Protection & Quarantine

Dr. Carol Tuszynski, Center Leader, Center for Emerging Issues, USDA,
APHIS, Veterinary Services

(添付資料 2) 評価報告書：マネジメント・リーダーシップ開発プログラム

2000 年 10 月試行

これは、米国農務省食品安全検査局 (the Food Safety and Inspection Service ; FSIS) の「マネジメント・リーダーシップ開発プログラム」(Management and Leadership Development Program ; MLDP) の試行 (pilot) に関する評価結果の報告書である。MLDP 試行は、2000 年 4 月に始まり、4 ステップのプログラムからなっていて、適切な訓練を特定して個人および作業グループ(管理者とその直属の部下からなるグループ)に提供するように計画されている。個人やグループの訓練のニーズを正確に評価するために、このプログラムではマルチソースのアセスメントツールである Leadership Effectiveness Inventory (LEI)を使用している。このプログラムの 4 ステップとは、①LEI マルチソースアセスメントツールを完成させる、②各参加者が個人やグループによる LEI の結果を受け取り、将来のグループの訓練を計画するグループのフィードバックセッションと計画セッションに参加する、③訓練コースを完成させる、④2 度目の LEI を完成させることにより、個人とグループのパフォーマンスを再評価することである。試行には全部で 6 つのグループが参加したが、そのうち 3 つは本部から、3 つは現場からである。ほとんどすべての試行グループがこのプログラムへの参加の結果二つのグループ訓練を計画した。

この評価では、プログラムのステップ 1 と 2 に焦点を当てた。つまり、個人や作業グループの訓練のニーズを特定する上での LEI 手法の有用性を評価し、特定された訓練のニーズに基づいて関連性のある訓練コースを計画するためのフィードバック・計画セッションの成功を評価することである。

方法論

- ・ プログラムに参加する作業グループのサンプルに調査内容をメールで送る。
- ・ プログラム参加者のサンプルと対面、電話によってインタビューを行う。
- ・ マルチソース、「360 度」フィードバック手法とその使用について評価 (review) する。

主な結果

ほとんどすべての回答者が訓練のニーズを評価するプログラムは有用であることに同意した。MLDP は幾つかの変更を条件として、継続させていくべき有用なプログラムである。

「360 度」フィードバックは個人とグループ両方のパフォーマンスを改善し、訓練のニーズと資源に焦点を当てるのに効果的な方法であると、回答者によって高く評価されている。しかしながら、訓練を計画するために「360 度」フィードバックを受けることを基礎とするプログラムの長所としては、情報収集に使用される手段という程度でしかない。回答者はこの試行に用いられた LEI 手法が不十分であると感じた。

最も重要な成果は、LEI 手法の使用を中止して、FSIS 職員に改善が必要とされるスキルをより具体的に特定するのに役立つアセスメントツールを見つけることである。LEI の設問の多くは、特に現場の職員にとって、結果として訓練のニーズを正確にまたは有効に評価できる程には具体的でなかった。

もう一つの重要な成果は、作業グループには、正確な評価がなされるように、管理者と定期的に一緒に働いている、あるいは似通った業務を遂行している者のみを入れるべきであるということである。これは特に現場と関係がある。参加者はしばしば自分が評価する自信がないと感じるような人々を評価するよう依頼された。現場の作業グループには、
1) District Manager, Deputy District Manager, Assistant Deputy Manager for Enforcement, その地域のすべての Circuit Supervisor(巡回監督者) 2) Circuit Supervisor とその人物に報告するすべての Inspectors-In-Charge(主任検査官) 3) Inspector-In-Charge とその人物に報告する現場検査官が含まれることが提案される。

最終的に、MLDP を常置のプログラムにするとすれば、参加者にプログラムのすべての局面、プログラムと FSIS による他の訓練計画や毎年の業績評価など、その他の評価方法との関わりについての十分な情報を提供しなければならない。完全な情報が提供されれば、プログラムを成功させる大きな推進力になるだろう。

LEI 手法と能力

MLDP の試行で訓練のニーズを特定するために使用された「360 度」あるいはマルチソースアセスメントツールは Leadership Effectiveness Inventory (LEI) であった。回答者は評価された能力と LEI 手法それ自体について、次のようにたくさんの問題点を挙げた。

能力

- ・ 評価された能力の中には、特定のポジションにとって関連のないものや必要なスキルを反映していないものがあった。例えば、作業グループの中で「顧客のために新製品を開発する」能力について評価されたグループがあるが、多くの回答者がその能力が自分達のポジションには関係ないと感じていた。
- ・ 評価の中に含まれた能力のいくつかが関連のないものであったため、回答者は質問に答える際にしばしば「当てはまらない」を選択したと報告している。

LEI 手法

- ・ 個人を評価するのに使用される各フロッピーディスクの冒頭に示された、LEI を完成させる方法についての説明は、十分に明確ではなかった。評価者は同じスキルについての連続したたいへん似通った二つの質問を考える際に混乱した。（例えば 1 つ目の質問が個人に必要とされる技能を評価することで、2 つ目が個人の現在の技能を評価すること、など）
- ・ 一つのスキルごとに一つの質問だけが必要である。個人の管理者は各スキルに必要とされる技能のレベルを決定しなければならない。そうすれば評価者は既に決定された基準を基に、個人のそのスキルにおける現在の技能についての意見を評価することができるだろう。
- ・ 評価者は相対的評価を与える機会がなかった。（対人能力では優れているが、指導力では努力が必要である、など）
- ・ 選択方式の質問は、技術スキルあるいはその仕事に特殊なスキルに重点を置いていなかった。選択方式の質問の多くは、範囲が広すぎて役に立つフィードバックを提供できなかった。
- ・ 自由回答方式の質問は、冗長で、具体的なトピックや分野についての情報を引き出すように作られていなかった。あるいは数を減らすべきである。

全般的に、自由回答方式の質問に答えた評価者による説明が、参加者には最も役に立ち、洞察に満ちていると考えられた。しかし回答者は、評価者が自分達の自由回答方式の回答が一語一句報告されるために、匿名性に矛盾を生じるかもしれないことを事前によく知らされるべきであると注意している。回答者の中には LEI 手法を完成させる前にその重要な情報を知らされてない者もいた。そのような人々はフィードバックレポートを受け取ったときに評価者によるフィードバックが一語一語そのまま報告されているのを読んで大変驚いた。

上記に述べたような特定の能力を含めることや LEI 手法に欠点があるため、回答者の中には結果に興味深いと感じたものの、その結果を基に専門能力の向上を計画するというこ

とはしないと言う者もいた。この事実は、前述の問題、また後に議論する LEI フィードバックレポートの拙劣な形式に関わる問題などと相まって、LEI 手法の重大な欠点を示している。これらの結果は、LEI の使用を中止し、フィードバックを集めるのに他の多面評価手法を探るという考えを支持している。

この評価期間の間に、LEI との比較として検討された二つの多面評価手法は、**Benchmark Developmental Reference Points**（ベンチマーク開発関係）調査と **CCI Assessment Group** 手法であった。このような手法は、人物を評価する際に従うのが簡単な形式と同様、作業に特有の標準的質問、包括的質問を含んでいる。**Benchmark Developmental Reference Points** 調査は管理技術を評価・開発することを目的としているが、これはほとんどの多面評価手法の焦点である。**CCI Assessment Group** は、管理者や管理者でない人員、完全なチームごとに違う手法を提供するものである。このような手法の使用は他のものとともに考慮に入れるべきで、さらに研究してそのフィードバックレポートが使用者にとって使いやすいものであるかどうかを判断するべきである。

注1 「360 度」フィードバックでは、一人の人物が匿名の形でその同僚、上司、部下（該当する場合）からパフォーマンスの評価を受ける。この人物はまた同じ基準を使って自己評価を行い、他の人に出されたのと同じ質問に答える。その結果は、比較され、通常人事の専門家の助けを得て分析され、長所や弱点、更なる努力が必要な分野について意識を高めることにより、パフォーマンスを向上させるのに使用される。

注2 この報告書における回答者のコメントや提案は、e-mail による調査、対面によるインタビュー、電話によるインタビューから受け取った結果を含む。

「360 度」フィードバック

この評価におけるほとんどすべての回答者が同僚、上司、部下（もしあれば）による多面評価のフィードバックを受けることの価値について大きな支持を示した。参加者の中には、初めは評価されることについて心配した者もいたが、自分の能力について客観的なフィードバックを受けることは自分達の心配よりも優先すると感じた。参加者は、個人とグループ両方のフィードバックの結果を受けることが、それぞれの訓練のニーズを決定する上で役立ったと感じた。

部下からのフィードバックを受けることが少ない管理者は、自分のスタッフから客観的なフィードバックを受けることに賛成しており、部下による評価は自分の管理能力や改善を必要とする分野についてユニークな見方や洞察を与えてくれるものとして大変役に立ち得ると感じている。部下によって管理能力の評価を受ける管理者、そしてその同僚や上司から技術スキルやコミュニケーションスキルについて評価を受ける管理者に対し、別の手

法や質問一式を提供するべきだというコメントもあった。また、管理者に対する評価や訓練のニーズは、そのスタッフの訓練のニーズとは異なる可能性が高いので、全体の作業グループの訓練ニーズに加えて処理していくべきであるという意見もあった。

多くの回答者は、マルチソースアセスメントを用いてグループのパフォーマンスを向上させるのは、その手法を用いるのに革新的で、役立つ方法であると考えた。LEI をより効果的な手法と取り替えるために、次のような取り組みを行うべきである。①特性に合わせた能力や質問を使用することにより、管理職と管理職でない FSIS 人員両方の現在のスキルレベルをより良く特定する、②管理者が雇用者に期待されるスキルレベルの標準を設定することを可能にする(その手法によって要請された場合に)、③広範囲に及ぶ付加的な説明がなくてもそれだけで成り立つような、利用者にとって使いやすいフィードバックレポートを入れる、④ポジションに基づいて異なるアセスメントや、誰が評価したか(管理スキルについては部下から評価されたがコミュニケーションスキルについては同僚から評価された管理者など) も入れる。質的アセスメントのツールを使用し、この報告書では後でより詳しく述べるが、作業グループの構成について慎重に考慮すると、「360 度」フィードバックはグループのパフォーマンスを評価し、グループの訓練を計画するのに効果的な方法であると評価された。

作業グループの構成

「360 度」アセスメントを使ってグループの訓練のニーズを決定することに関連して、その実行を成功させるのに良い手法であることと同じくらい重要なのが、作業グループの構成である。この問題は、現場の参加者とのインタビューで明らかになったことであるが、本部の参加者にとっても同様に重要なことである。同僚の知識やスキルを役に立つように評価するには、お互いの職務遂行能力を評価できるように、似たような職種に従事する職員で作業グループを構成するべきである。評価の対象者のポジションについて十分な知識を持っていなかった、あるいはそのポジションについている人物と十分に接触していなかったという理由により、多くの回答者が自分は他人のパフォーマンスを評価する資格がないと感じていた。

現場の作業員は広く分散しているため、同じ地区で働き同じ仕事を行っていても、職員がお互いにあまり接触していないことが多い。この事実により、大抵の場合、評価者がパフォーマンスについてお互いを評価するのに十分な情報を持っていないために同僚を評価することが難しくなってしまう。それゆえ、現場の作業グループの構成は慎重に決めなければならない。現場の回答者は、MLDP の現場の作業グループに次の者を含めることを提言した。

- District Manager, Deputy District Manager, Assistant Deputy Manager for

Enforcement, その地区のすべての Circuit Supervisor

- ・ Circuit Supervisor とその人物に報告するすべての Inspectors-In-Charge
- ・ Inspector-In-Charge とその人物に報告するすべての現場検査官

これら3つのグループは、それぞれお互いの職務遂行能力を評価する能力を持ち、お互いの知識やスキルに正確なフィードバックを提供することのできる職員を含んでいる。このように現場の作業グループを構成すれば、現場の職員に向けた「360 度」フィードバックレポートの結果の正確性が向上するであろう。

同様に、本部グループの構成を慎重に考えれば、彼らの「360 度」フィードバックの正確性も向上する。また、本部の作業グループは似通った職歴をもち、同じ管理者の下で定期的に似通った職務を遂行している同僚で構成されるべきである。そのフィードバックの結果計画された訓練コースはその同僚によるグループの特定の訓練ニーズに関連したものになるであろう。作業グループにお互いのパフォーマンスを正確に評価することのできる同僚だけを入れる結果、すべての参加者が評価者として作業グループの同僚にかかわるよう奨励するべきである。

LEI フィードバックレポート、フィードバック・計画セッション

回答者は、LEI フィードバックレポートの形式は、人事部のファシリテータの広範囲にわたる助言なしには従ったり理解したりするのがたいへん難しいことに気がついた。このために、レポートの結果を理解する上でフィードバックセッションが大変重要な要素になった。実際は、フィードバックセッションのはじめから数時間のうちに参加者がフィードバックレポートの例を受け取り、自分自身の結果を受け取るよりも前に見本の結果を解説するのに時間がかかっている。レポートの形式や内容を理解するのにそんなに長い時間を要するということは、いかにそのレポートに従うことが難しいかを示している。レポートの内容が役に立つと考えたものもいたが、ほとんどすべての回答者が、もし質問がもっと具体的にアレンジされ、作業グループが仕事で使用する技術スキルが反映されていたら、結果はより役立つものになっていただろうということで一致している。現場の検査官や管理者の仕事は、高いレベルの技術知識の基礎を必要とするため、現場の作業グループの能力あるいは質問を特別に作成する作業にそうした人材を参加させることが提言された。下記はフィードバックレポートの形式と内容について寄せられたコメントのまとめである。

フィードバックレポートの形式と内容

- ・ 現在の形式は大変複雑である。参加者は結果を理解するのにたくさんの説明を必要とした。
- ・ ラベルや色分けなしでは、また平均値が定義されなければ、フィードバックセッ

セッション終了後に結果を解釈するのは難しい。

- ・ レポートは、単独の書類であるべきで、結果を説明するファシリテータを必要とするべきではない。レポートは読みやすく、分かりやすくなければならない。
- ・ レポートは、結果がよりその職務に特有な、技術スキルに関係した質問に基づいていればもっと役に立つであろう。

LEI レポートの結果を理解するのが難しいこともあって、フィードバックセッションの有効性は参加者によって高く評価されていた。フィードバックセッションなしには、参加者は結果を理解する用意ができなかったであろう。しかしながら、フィードバックセッションの長さは適当であった。もし将来レポートの形式が改善された他の「360 度」手法を使うとしたら、フィードバックセッションの時間はかなり短縮されると思われるし、計画セッションと一緒にすることも考えられるからである。参加者の中には、セッションが始まる少し前にフィードバックレポートを受け取って、グループとしてのミーティングの前に情報を消化し、説明的なコメントを読むことを提言した者もいた。これによって、グループセッションの間に否定的な批判を受けるかもしれないことについて心配している人の不安も和らげることができるだろう。繰り返し言うが、フィードバックセッションを行う前に参加者が自分自身でデータを理解することができるように改善された手法とレポートが使用されてはじめてこの提言も有効になるのである。

計画セッションの有用性については、参加者の間で意見が様々であった。計画セッションが自分達の訓練のニーズと関連のある訓練コースとを結びつける助けになったと感じた参加者もいた。こうした回答者は、人事部のファシリテータが、グループにとって役に立つ訓練コースを LEI の結果とそのグループの自分達の訓練へのニーズに対する知識に基づいて選択する助けをしてくれたと感じていた。「360 度」フィードバックの結果に加えて、グループの自分達の訓練へのニーズに対する知識を用いることは有効であると考えられた。多くの回答者が、人事部の職員を使って社内研修を計画・実行すれば、FSIS の資源を活用していることになる述べた。

一方、人事部のファシリテータから十分な指導を受けなかった訓練コースを選択するのにもっと指示が必要であった、と言った回答者もいた。セッションが始まる前に、人事部のファシリテータが作業グループの結果を研究してからグループのニーズに合うと見られる訓練コースを特定するべきだ、という提案もあった。そうすれば合意に向けた計画セッションで、より直接的な指導が要請される、あるいは必要とされる場合に、人事部のファシリテータによる訓練の提案についてグループが話し合うことが可能である。

他の提案としては、現場と同様本部でもフィードバックセッションと計画セッションを

同時に行い、マルチソースアセスメント手法を完了したすぐ後にそれらを開催する、というものがあつた。フィードバックセッションの直後に計画セッションを行えば、参加者がフィードバックセッションで受け取ったデータを再検討する必要性をかなり軽減できる。

「360 度」手法の完了後すぐにこれらのセッションを行えば、評価プロセスの間にスタッフが職員の離職を経験した場合に、データの完全性を維持する助けになる。例えば、もしマルチソースアセスメント手法の完成後にスタッフが職員の離職を経験した場合、現職者あるいは新しい職員が必要としないような特殊な訓練のニーズを離職した職員が持っていて、それがグループの結果の中に入れられてしまったら、収集されたデータが正しくなくなってしまうかもしれない。また、フィードバックセッションと計画セッションの日付はプログラムの開始時に前もって計画するべきで、2つのセッションのスケジュールを連続して組み、それに合わせて参加者のスケジュールを計画するよう保証しなければならない。

参加者への情報

MLDP についての情報は、幾つかの方法で参加者へ提供された。作業グループがプログラムへの参加に合意した後、各グループでキックオフセッションが行われた。キックオフセッションの間に、人事部の職員が LEI を完了する、レポートの形で多面評価フィードバックを受け取る、フィードバックセッション、計画セッションに参加する、社内の人事部の職員あるいは適切な契約者から訓練を受ける、というプログラムの各段階について話し合う。キックオフセッションに加えて、各参加者は“MLDP Leadership Competencies”という題名の小冊子を受け取る。この小冊子は FSIS 局長 (Administrator) から上級管理者へ向けて MLDP の試行について発表し、プログラムに対する上級管理者の支援を求めるメモで始まる。そのメモに続いて Office of Personnel Management (OPM) によって開発されたリーダーシップ能力について議論・説明したもの、職員によるそうした能力の開発を助けるための訓練の例が載っている。その小冊子自体はマルチソース手法を用いてフィードバックを集めることについては議論していない。

これらのソースからの情報は、プログラムについての全体的な枠組みを提示したが、試行への参加者の多くが MLDP についてもっと情報が欲しかったと述べている。回答者はプログラムについてもっと資料があれば大変役に立つだろうと述べた。MLDP Leadership Competencies 小冊子が役に立ったと思った人は少なかった。能力の使用がどのように MLDP に組み込まれるのかについて、明確に説明していなかったため、内容が紛らわしくなってしまったのである。能力が MLDP という文脈の中で説明されていなかった。実際、小冊子の題名とメモ以外では、MLDP と「360 度」アセスメントについては一切触れられていなかった。

その上、参加者は参加の各段階においてどのようにプログラムの次の段階へ進むのか

はっきりしなかったと報告している。彼らは、プログラムの各部分が、次の段階に達して最終的には凝縮された有用なグループの訓練計画を生み出すのに必要なブロックを積み上げていくものとしては説明されなかったと述べた。また、評価者の自由回答方式の回答が一語一句報告されることなど、ある特定の情報が参加者に知らされていない場合もあった。このような参加者は、自分達の匿名性（多面評価フィードバックのたいへん重要な要素である）が、情報の欠如の結果妥協させられたと感じた。

参加者の中には、全体像についての情報が欠如していたと感じたものもいた。プログラムのビジョンは何か、プログラムにより、長期的にはどのような方向に進むのか、上級幹部や局長からの支援はあるのか、MLDP は Tech 2000 and Workforce of the Future 訓練計画にどのように対応しているのか等の質問が参加者から出た。その他たくさんの回答者から持ち上がった質問や懸念としては、グループの LEI 結果に基づいて計画した訓練を完了するのに十分な資金があるのかどうかということであった。また、MLDP は職員の毎年の業績評価など、その他の評価形式とどのように関係しているのか、また適合しているのかという質問もあった。このような根本的な問題に答えていけば、参加者はプログラムに対する意欲を失わないであろう。

回答者は MLDP について上記のような要素を網羅したより包括的な資料を提供するよう要請した。プログラムについてのどんな資料もプログラムのすべての面について十分に説明するべきで、作業グループのための役に立つ訓練計画を開発するという目的を達成するためにどのように協力するのか、また毎年の業績評価や Individual Development Plan (IDP) などその他のアセスメントや開発のツールをどのように補完するのも説明しなければならない。回答者は、また MLDP に関する情報を FSIS のウェブサイトに掲載するよう要請した。このような資料によって、参加者が自らプログラムについて研究し、人事スタッフから口頭で受ける説明を発展させることができる。

提言

「360 度」フィードバックを用いて個人や作業グループの訓練のニーズを評価し、そのニーズに即してグループ訓練の計画を立てるという MLDP のコンセプトは、グループの発展を強化し、個人やグループのスキルを向上させる上で効果的な方法である。試行期間中に予想されたことであるが、プログラムの実施状況を改善すべきたくさんの分野が見つかった。次にプログラムを改善させるための提言を示し、種類別にグループ化した。

マルチソースアセスメントツール

- ・ Leadership Effectiveness Inventory の使用を中止する。
- ・ 次の特徴を持つ他のアセスメントツールを探す。

◇評価者のための簡潔かつ包括的な指示

◇日常的、定期的に発生する職務や要求事項に関する質問（管理職と管理職でない職員とでは異なる質問になる可能性がある。）

◇特別に策定することが可能な能力や質問。

◇更なる説明をほとんど、または全く必要としない、分かりやすいフィードバックレポートの形式。

- ・ 管理者には異なる手法や質問一式を使用する。管理スキルに焦点を当てた手法や質問一式を一つは用意して、部下に対して使用するべきである。技術スキルとコミュニケーションスキルについて焦点を当てた手法や質問をそれぞれ用意し、管理者の同僚やその上司に対して使用するべきである。作業グループの訓練のニーズに加えて管理者の訓練のニーズもフォローアップする。
- ・ 作業グループの管理者が（手法によって要請されれば）手法を実行する前に適合性についての能力を検討し、期待されるパフォーマンスの基準を設定するよう奨励する。
- ・ 手法を実行する前に(作業グループの管理職に加えて)現場の職員による小規模のグループを組んで適合性に関する能力や質問を検討する。

作業グループの構成

- ・ 現場の作業グループには次のものが含まなければならない。
 - ◇District Manager, Deputy District Manager, Assistant District Manager for Enforcement, その地区のすべての Circuit Supervisor
 - ◇Circuit Supervisor とその人物に報告するすべての Inspectors-In-Charge
 - ◇Inspector-In-Charge とその人物に報告するすべての現場検査官
- ・ 本部の作業グループは、似通った仕事のポジションを持ち、管理者と同様にお互いのパフォーマンスを評価する能力を持つスタッフのメンバーのみを含むべきである。
- ・ 参加者が作業グループの同僚を評価者として含めるよう奨励する。

資料と参加者へのその他の情報

- ・ プログラムのすべての要素（「360度」フィードバック、アセスメントツール、結果を受け取る、グループの訓練計画を立てる、実施のための資金の確保など）と、各要素が次のステップにどのようにつながり、最終的にどのようにグループの訓練計画をもたらすのかを説明した包括的な資料を作成する。
- ・ MLDP がどのように毎年の業績評価検討や Individual Development Plan(IDP)などのその他の既存のアセスメントツールを補完しているか。
- ・ FSIS のウェブサイト資料に掲載する。

- ・ プログラムの参加者に訓練コースを修了させ、プログラムを完成させるための資金が利用可能であることを保証する。

フィードバック・計画セッション

- ・ フィードバックセッションの開催を継続し、フィードバックレポートの結果を議論する。プログラムに改善されたレポート形式の手法を組み込んだ後、必要に応じてセッションの時間を短縮する。
- ・ 現在現場の作業グループに対して行われているのと同様、本部の作業グループに対し、フィードバックセッションと計画セッションを連続して行う。前もって参加者による最初の会合においてすべてのセッションのスケジュールを立て、二つのセッションが近接して開かれるよう計画し、それに応じて参加者が自分達のスケジュールを立てることができるよう保証する。
- ・ 人事部のファシリテータが、セッションが始まる前にグループの結果を研究し、グループのレポート結果に基づいて訓練コースへの提言を特定するよう奨励する。もし参加者によってもっと直接的な指導が要請されたり、あるいは必要とされたりした場合、このような提言は計画セッションで使用されるべきである。
- ・ 作業グループが訓練を計画する際にフィードバックレポートの結果に加えてグループのニーズについての自分達の知識を利用するよう奨励する。
- ・ グループ内で、あるいは個々の計画セッションで管理者のレポート結果について話し合い、適切であればグループの訓練計画に加えて管理者のための別個の訓練計画を立てる。

訓練コース

- ・ 可能な場合は人事部の職員を使って訓練を提供する。

上級幹部の支援

- ・ MLDP の目的を、Workforce of the Future and Tech 2000 など、FSIS のその他の訓練計画の目的に溶け込ませ、それに組み込むための局長や上級管理者のビジョンを確認する。
- ・ プログラム実施のための資金を確保する。
- ・ 上級幹部による支援の認知度を高める。

添付

MLDP において「360 度」フィードバックを使用する。

「360 度」フィードバック、またはマルチソースフィードバックは、様々なポジション、

特に管理レベルへの効果的な開発手法として、近年多くの公共機関や民間機関で使用されてきた。FSIS の MLDP の試行では、グループの発展に焦点を当てることにより「360 度」フィードバック手法を強化した。MLDP の試行ではマルチソースアセスメントツールを用いて個人とスタッフの長所、短所、改善の必要な分野を評価するのを助けた。試行グループには作業グループ、管理者とその部下が含まれる。スタッフ全体がマルチソースアセスメント手法を完成させ、個人や集合体、あるいはグループの結果を受け取る。グループの結果がプログラムの焦点であり、グループ全体のための訓練はそれらの結果に即して計画される。

Leadership Effectiveness Inventory を完成させるステップ

アセスメントのプロセスを始めるのに、作業グループのリーダーあるいは管理者は人事部の専門家と会い、27 の能力を検討する。能力を検討し、人事部の代表と各スタッフに必要とされる全般的なスキルについて話し合った後、管理者はどの能力を評価対象にするか決定する。LEI には個人にとって必要とされる各能力の技能レベルとその現在のレベルを評価するように作られた質問が含まれる。関連のある能力が選択されたら、LEI はそれらの能力の技能レベルを評価する質問のみを含めるよう策定する。

次に、各個人は 7 つのフロッピーディスクを受け取り、同僚あるいはクライアントなど、自分達の技能レベルを評価することのできる人物に配る。5 つのフロッピーディスクは、各参加者が選んだ同僚へ与えられ、一つは上司へ、あとの一つは自己評価用のフロッピーディスクになる。管理者もまた自分のすべての部下にフロッピーディスクを与えなければならない。各フロッピーディスクは LEI を完成させるための指示で始まり、それに続いて評価される能力に関係する選択方式の質問がある。各質問は二つのパートに分かれている。第一のパートでは評価者は特定のスキルにつき、評価されている人物に必要とされる技能を評価するよう求められる。第二のパートでは、評価者はその同じスキルにおける、評価されている人物の現在の技能を評価するよう求められる。すべての選択方式の質問に答えたら、評価者は評価されている人物の長所や改善する必要のある分野について、数個の自由回答式の質問を出される。このような質問については、評価者は報告様式の答えを書く。すべての質問に答えたら、評価者はフロッピーディスクを各個人と各グループの結果をすべてまとめているところに返却する。

LEI フィードバックレポートの構成

各個人と作業グループのためにすべての LEI の結果がまとめられたら、その結果はプログラムに参加している各個人へ用意された別のレポートに載せられる。各個人のレポートには自分自身、上司、同僚、(いる場合は) 部下から評価された各能力の平均点が載っている。そのレポートには作業グループ全体の各能力の平均点も載っている。これらの結果は

色分けされた 4 本の棒グラフで表示される（管理者のレポートの棒グラフには部下からの結果を示すものがもう 1 本付け足される）。レポートは作業グループにとって最も改善が必要とされると評価された能力から、グループにとって改善の余地が最も少ない分野の順になっており、グループの結果をレポートの焦点にしている。

フィードバック・計画セッションの説明

LEI のフィードバックレポートは、人事部職員によって進行されるフィードバックセッションの間に配布される。一度に現場の職員を集めるのは難しいため、フィードバックセッションの次の日すぐに計画セッションを行う。たいてい近接したところで働いている本部の職員はフィードバックセッションと計画セッションをずらして行う。計画セッションの間に集まったレポート結果を検討・議論し、グループの訓練セッションを二つ選択し、グループの特別なニーズに合わせて策定し、スケジュールを立てる。可能な場合には、人事部の職員が作業グループに対して訓練コースを策定し、提供する。特に専門家が必要な場合のみ、訓練は外部の専門業者と契約して行う。

（添付資料 3） PR/HACCP 規則評価報告：1996 年 PR/HACCP 最終規則制定後の消費者の知識・行動・信頼の変化

1. 目的

Research Triangle Institute (RTI) は、農務省食品安全検査局 (USDA, FSIS) のために「1996 年病原体減少及び HACCP システムの最終規則」(1996 Pathogen Reduction, Hazard Analysis and Critical Control Point (PR/HACCP) Systems, Final Rule) について、数年間にわたって評価を行っている。

評価の一環として、RTI は PR/HACCP の「農場から食卓まで計画」(Farm to Table Initiative) が実行されてからの消費者の知識、安全な食品の取扱手順（行動など）、食肉や鶏肉の安全性への信頼の変化を調べた。

このような計画には、PR/HACCP の規則そのものと、次のような「食品安全教育パートナーシップ」(Partnership for Food Safety Education) の Fight BAC![®] 運動や FSIS の「調理用温度計キャンペーン」(Food Thermometer Education Campaign) 国、州、地方レベルの食品安全への取組みの強化、産業団体、産業界、学界による「農場から食卓まで戦略」の促進、食品取扱業者への教育や訓練を強化する活動など、全国的な消費者教育運動が含まれる。国民の食品の安全な取扱手順や食肉や鶏肉の安全性への信頼は、このような全体的な取組みによって影響された可能性がある。

この報告書は、我々の 2000 年の分析結果を示した 2001 年 12 月の報告書を基にしたものである。この最終報告書は、現行の調査、観察データ、消費者フォーカス・グループに

ついでに分析結果を示し、PR/HACCP が「農場から食卓まで計画」を実行してからの消費者の知識、行動、信頼の変化を調べたものである。主な調査結果や提言を示し、方法論を述べ、HACCP 前後のデータ分析の結果を表している。

注 1： Fight BAC!® 運動は 1997 年に「食品安全教育パートナーシップ」によって始められた。このキャンペーンの焦点は、BAC(バクテリアを意味する)と、清潔、区別、調理、冷凍の 4 つの食品安全に関するメッセージである。

注 2：FSIS は、調理用温度計を使うことの重要性について消費者を教育するために、2000 年春、「調理用温度計キャンペーン」を展開した。この運動の焦点は、Thermym™ (調理用温度計を意味する)である。

2. 主な調査結果

PR/HACCP の「農場から食卓まで計画」実施後の消費者の知識、行動、信頼の変化についての主な調査結果が次に示されている。消費者は食品安全について知識を深め、食品の安全な取扱手順も向上したとしているが、実際のところ消費者がまだ気付かずに安全でない行動をとっていることは、注目に値する。

<消費者の知識と行動>

- ・ 多くの消費者が、食品安全について知識を深め、料理をするときに手や調理台を清潔にして二次汚染を防ぐなど、食品の安全な取扱手順を一部改善したと報告している(表 1 参照)。しかし、観察したところ、消費者は必ずしもそのような行動をとっているわけではない。
- ・ 安全な食品の取扱手順に従っているという自己申告は増えたが、調査やフォーカス・グループにおいて、多くの消費者が、調理用温度計を使う、残り物を安全に扱う、安全に食肉や鶏肉を解凍する、安全でない可能性のある食品はすぐに捨てるなどの、推奨されている食品の取扱手順に従っていないと報告している。
- ・ 調理用温度計を使用している消費者の割合は小さいが、それを持っている者と使用の数は 1998 年から増加している。この調査結果は、難しい行動の変化における重要な第一歩を示している。
- ・ 消費者は、食品を媒介する病原体、リスクの高い食品、リスクの高い集団などについて知識を深めたが、その知識はときに間違っているか不完全である。消費者は、また必ずしも病原体を最小限にするための手順に従っていない。
- ・ 5 年前に比べると (PR/HACCP の計画実施後)、消費者は家庭で食肉や鶏肉を扱ったり調理したりする際により注意深くなっている。この改善は、消費者が食品の安全性に関するメディアの報道が原因だとしている。
- ・ 消費者は、積極的には食品安全に関する情報を求めないが、メディアを通してすぐに

利用できるような食品安全に関する勧告については注意を払う。また、消費者は食品安全の情報については食品表示に頼っており、食品表示の賞味期限を定期的にチェックしている。

表1 1996年のPR/HACCP最終規則実施後の消費者の行動変化

行動	1993 (%)	1998 (%)	2001 (%)
清潔にする：手や調理台をよく洗う			
食肉/鶏肉を扱った後は通常手を石鹼で洗う（主に食事で食肉/鶏肉を料理する人）	66	76	82
食事の準備をする前にはいつも石鹼で手を洗う（主に食事の料理をする人）	NA	68	72
別々にする：二次汚染を防ぐ			
食肉/鶏肉を切った後、まな板や調理台を、同じ食事で生のまま食べる他の食品を用意するのに使う前に適切なやり方で洗浄する ¹ 。（主に食事で食肉/鶏肉を料理する人）	68	79	85
調理：適切な温度まで調理する			
家庭では通常ハンバーガーをミディアム ² かウェルダンで出している（主に食事で食肉/鶏肉を料理する人）	74	83	82
調理用温度計を持っている（主に食事の料理をする人）	NA	46	60
焼き肉や食肉の大きな塊を調理する時にはいつも、またはしばしば調理用温度計を使用する（主に食事で食肉/鶏肉を料理する人）	NA	22	32
鶏肉の胸やももなどの部位を調理する時にはいつも、またはしばしば調理用温度計を使用する（主に食事で食肉/鶏肉を料理する人）	NA	6	12

ハンバーガーを料理する時にはいつも、またはしばしば調理用温度計を使用する（主に食事で食肉/鶏肉を料理する人）	NA	3	6
食肉や鶏肉を含む残り物を安全に再加熱する ³ （主に食事で食肉/鶏肉を料理する人）	20	NA	NA
冷やす：すぐに冷蔵する			
たくさんの残り物を安全に冷蔵庫に保存する ⁴ （主に食事で食肉/鶏肉を料理する人）	NA	NA	26
食肉/鶏肉を安全に解凍する ⁵ （主に食事で食肉/鶏肉を料理する人）	46	NA	NA

¹ まな板や調理台を石鹼、漂白剤などで洗う。または別のまな板を使う

² ハンバーガーを、中にピンクの部分を残さず、茶色になるまで十分に調理する。色によって火のとおり具合を判断することは不確実であるが、調査では消費者がどのようにハンバーガーを調理しているかについての情報を集めるのに、しばしば色を火のとおり具合の基準として使っている。

³ 残り物を沸騰するまで加熱するか、温度計を使って火のとおり具合をチェックする。

⁴ 調理後2時間以内に残り物を冷蔵し、残り物は幾つかの小さな容器に分けて保存する。

⁵ どんなときにも室温で食肉/鶏肉を解凍しない。

NA = not available. 入手不可

注:主に食事を料理する人: 1,457 人(1993), 1,816 人(1998), 4,175 人(2001).

主に食事で食肉/鶏肉を料理する人: 1,415 人 (1993), 1,766 人 (1998), 4,040 人 (2001).

主に食事で食肉/鶏肉を料理する人: 1,701 人 (1998), 3,893 人 (2001) ※1993 年調査で、食肉/鶏肉を扱う食肉/鶏肉の料理をする人の数のデータは入手不可。

Source: FDA/FSIS Food Safety Survey, 1993, 1998, and 2001.

＜消費者の信頼＞

- ・ 5年前に比べると（PR/HACCPの計画実施後）、消費者のフォーカス・グループ参加者の食肉や鶏肉の安全性に対する信頼は高まっているか、またはほとんど同じである。
- ・ 多くの消費者は、自分達が食べる食品が安全であることを保証する責任をすすんで受け入れている。消費者は食肉や鶏肉を安全に扱う能力に自信を示しており、むしろ購入前に食肉や鶏肉がどのように扱われていたかについて、より心配している。しかし、消費者の中には、家庭で料理する際、気付かぬうちに安全でない手順を踏んでいる者もある。

＜主な提言＞

次に述べることは、現行の調査、観察データ、消費者のフォーカス・グループの分析に基づいた提言をまとめたものである。

●食品の安全性に関する行動の変化を推進する対象となる分野

この調査では、次のとおり、行動を変化させるために更に教育的な取り組みが必要な分野を特定した。

- ・ 調理用温度計の使用。FSISは「調理用温度計キャンペーン」によって調理用温度の使用を推進し続けるべきである。
- ・ 「2時間ルール」：2時間以内に食品を冷蔵するか冷凍する。
- ・ 残り物の適切な処理、保存、再加熱。
- ・ 冷蔵庫の温度計の利用。
- ・ 食肉や鶏肉を安全に解凍する手順。
- ・ 「疑わしいときは捨てる」のルール。安全でないと思われる食品は捨てる（見た目や香り、味にかかわらず）。

特定の病原体や、病原体を消滅させたり減少させたりする手順、リスクの高い集団について消費者を教育する。

リステリア菌やカンピロバクター菌（*Campylobacter*）などの特定の病原体や、そうした病原体を家庭での料理の際に消滅させたり、減らしたりする手順について消費者を教育すれば、食品に起因する病気を防ぐのに役立つ可能性がある。また、消費者にリスクの高い集団について教育すれば、リスクの高い消費者のための食品が安全に用意されることがより確実になるだろう。

●メディアと協力し続け、安全な取扱手順について消費者を教育する。

消費者は、食品の安全性や安全な取扱手順についての情報の多くを、テレビのニュースや番組、地元のニュースなどのメディアから得ている。料理番組もまた、多くの消費者に

として食品の安全性に関する重要な情報源である。FSIS がメディアとの協力を続け、食品安全性と安全な取扱手順を推進するよう提言する。

●消費者に食品の安全性に関する情報を提供するための手段として食品表示を利用する。

消費者は、食品の安全性に関する情報を、賞味期限などの食品表示によく頼っている、と報告している。FSIS が食品表示の適切な利用について考慮し、具体的な食品安全性の情報を提供するよう提言する。

●食肉や鶏肉の安全性を高めるための政府の計画について消費者を教育する。

FSIS は、HACCP のような計画について消費者を教育することを考慮し、「農場から食卓まで」の連続体におけるすべての段階で、食肉や鶏肉をより安全にするべきである。教育の取組みは、購入前の食肉や鶏肉の扱われ方への消費者の信頼を高めることに繋がるかもしれない。

3. 方法論

我々は現行の調査、観察データ、消費者のフォーカス・グループを使って PR/HACCP の「農場から食卓まで計画」が実行されてからの消費者の知識、安全な取扱手順、信頼の変化を調べた。付録資料 A（訳者注：付録はない）は、各研究のためのスポンサー、データ収集方法、集団、データ収集にかかった年数等を示している。調査の多くは、1996 年の PR/HACCP 規則施行後の変化を追えるように、長期にわたっている。しかし、食品医薬品局（FDA）と FSIS の「食品安全調査」（Food Safety Survey）のみは 1996 年以前に行われた。

2002 年春、我々は消費者フォーカス・グループを作って、5 年前と比較した消費者の知識、安全な取扱手順、信頼における変化に関する情報を集めた。今回のフォーカス・グループでは、調査の中で扱われていない分野も対象になっていて、なぜ消費者の習慣や信頼が変化したのかをよりよく理解するのに役立った。

4. 結果

データ分析の結果を次にまとめた。PR/HACCP の「農場から食卓まで計画」が実施されてからの消費者の知識、安全な取扱手順、食肉や鶏肉の安全性に関する信頼の変化を論じている。

<消費者の知識と行動>

○消費者の食品の安全性に関する表面的な知識は PR/HACCP の「農場から食卓まで計画」の実施後、高まったが、観察してみると、必ずしも安全な取扱手順に従ってはいない。

表 1 は、PR/HACCP の「農場から食卓まで計画」実施後の、消費者によって報告されている具体的な安全な取扱手順の実行における変化に関する FDA と FSIS の「食品安全調査」の結果をまとめたものである。その手順とは、Fight BAC![®] 運動によって提唱されている、食品安全に関する 4 つのメッセージ（清潔、区別、調理、冷凍）にしたがってグループ分けされている。表 1 に示されているように、また、次に述べるように、手や調理台を清潔にし、料理の際に二次汚染を防ぐ措置を取るなどの、消費者によって報告されている安全な取扱手順の実行は、PR/HACCP の「農場から食卓まで計画」実施後増加している。しかしながら、消費者を食事の準備の間に観察した調査（Audits International Home Food Safety Study とユタ州立大学によって行われた調査）によると、実際の手順は報告された手順と異なっていることが多い。こうした調査は、消費者が、その知識や手順についての報告にもかかわらず、必ずしも手洗いや二次汚染を防ぐための措置をとるなどの安全な取扱手順に従っているとは限らないことを明らかにした。例えば、ユタ州立大学調査への参加者の 87% が食事の準備の前には、いつでも、またはほとんど、手を洗っていると報告したが、観察すると、実際には 45% しか手を洗っていなかった（Anderson その他 2000 年）。

○多くの消費者が手を清潔にするために奨励されている手順に従っている。

FSIS は、消費者が石けんと水で手や調理用具を洗い、生の食肉や鶏肉を調理されない食品とは分けて扱い、二次汚染を防ぐ手順に従うよう提言している。FDA/FSIS の「食品安全調査」は、洗浄の手順や二次汚染を防ぐための手順についての情報を収集した。2001 年、消費者の 82% 以上が食肉や鶏肉を取り扱った後にはいつも手を石けんで洗っていると報告している。これは 1993 年には 66% であった。2001 年には消費者の 85% が、食肉や鶏肉を切ったまな板その他をきちんと洗っていると報告している。これは 1993 年には 68% であった。家庭で料理をする人がいるフォーカス・グループ（RTI, 2002a）においては、参加者は、例えばサンドイッチや軽食などを用意するときには必ずしも手を洗っていないことを認めた。またフォーカス・グループに関する発見によると、消費者は習慣的に料理をしているときには二次汚染を防ぐ手順を踏んでいるが、食品を購入するときには食肉と鶏肉を他の食品とを別々にするとか、冷蔵庫の中でもそれらを別々にすることについては、それほど意識していないことが示されている。

○1998 年から調理用温度計の使用は増えたが、更なる改善が必要である。多くの消費者は調理用温度計を使っていない。

FSIS は、消費者が調理用温度計を使用して、食品を媒介とするバクテリアを殺すのに十分なほど食肉や鶏肉の内部の温度が高くなっているのを確実にするよう奨励している。

FSIS は、また残り物は華氏 165 度まで加熱するか、または沸騰するまで加熱することを勧めている。

1998 年と 2001 年の FDA/FSIS の「食品安全調査」では調理用温度計の所有と使用に関する情報を収集した。表 1 に示すように、食品調理用温度計を持っている消費者は 1998 年の 46%から、2001 年には 60%まで増加した。調理用温度計の使用は、また 1998 年から増加している。焼くときに温度計を使う消費者の割合は、1998 年の 22%から 2001 年には 32%に増加した。鶏の部位を料理するとき、ハンバーガーを作るときに使用する人の割合は少ないが（それぞれ 12%と 6%）、使用は 1998 年から倍になっている。1993 年には消費者の 20%しか安全に残り物を加熱していなかった。2002 年のフォーカス・グループを使った調査(RTI, 2002a)の結果は、多くの消費者が残り物を安全に再加熱していないという 1993 年の FDA/FSIS の「食品安全調査」の結果と同じである。ユタ州立大学の研究によると (Anderson その他 2000 年)、火の通り具合を見るのに調理用温度計を使用しているのは参加者の 20%のみで、その多くが目盛りの解釈の仕方を知らなかった。その結果、参加者の 82%がチキンのアントレー(パン粉をまぶした胸肉)を十分に加熱しておらず、46%がミートローフを十分に加熱していないことが分かった。小さい子供の親のフォーカス・グループでは(RTI, 2002b)、多くの参加者が温度計を使うことの健康上や食品の品質上の利点について気付いていないと報告している。代わりに、多くは十分に火が通っているかどうかを見るのに経験や、時間、食肉や肉汁の色、レシピ、調理の説明書などに頼っていた。

○ハンバーガーをよりしっかり調理して食べる消費者が増えたが、安全な内部の温度を見るために調理用温度計を使用している人は少ない。

十分に火の通っていないハンバーガーは、もし E.coli0157:H7 やその他サルモネラ菌などの病原体に感染しているとしたら、食品に起因する病気のリスクがあることを示している。FSIS は、1998 年、色は火の通り具合を示すには頼りにならないという研究に基づき、消費者が調理用温度計を使用してハンバーガーの火の通り具合を見ることを勧め始めた³。

色は火の通り具合を見るのに頼りにないが、調査ではしばしば色を火の通り具合を見る手段として使い、消費者のハンバーガーの調理方法に関する情報を集めていた。ハンバーガーを内側にピンクの部分がなくなり、両面ともしっかり茶色になるまで調理する消費者の割合は、1993 年の 74%から 2001 年には 82%に増加した(FDA/FSIS, 1993, 2001)。レストランでハンバーガーを注文するときに内側にピンクの部分がなくなるよう、ミディアムかウェルダンにする消費者の割合は、1997 年の 69%から 2001 年には 75%に増加した (CDC FoodNet, 1997, 2001)。フォーカス・グループでの発見によると、消費者は、安全上の懸念からハンバーガーをより十分に調理して食べているという(RTI, 2002a, 2002b)。しかしながら、家庭でハンバーガーを調理する際に調理用温度計を用いて火の通

り具合を見ている消費者はほとんどいない(6%のみ)。

注3：1998年の農務省農業研究局（ARS）の調査によると、ハンバーガーの4つに1つは安全な内部温度まで調理される前に茶色に変わるという。

○多くの消費者が、食品を適切な温度に保つために奨励されている手順に従っていない。

FSISは、消費者が生ものや加工調理済み食品、残り物を2時間以内に冷蔵か冷凍すること、食肉や鶏肉を決して室温で解凍しないこと、たくさんの残り物は幾つかの薄い入れ物に分けて、冷蔵庫で冷えやすくすること、また冷蔵庫を華氏40度に保つことを勧めている。最近のフォーカス・グループでの発見では、多くの消費者が2時間ルール、つまり2時間以内に食品を冷蔵か冷凍することに慣れていないようである(RTI 2000, 2000a)。長時間室温で保存された食べ物（フライドチキンなど）を食べることが安全だと信じている消費者もいる。

1993年には、食肉や鶏肉を安全に解凍していると答えた消費者は半分以下だった(FDA/FSIS, 1993)。最近のフォーカス・グループにおける発見では、多くの消費者が室温で食肉や鶏肉を解凍するという安全でない手順を取り続けていることが示されている(RTI, 2002a)。

2001年には、消費者の26%のみが、2時間以内にたくさんの残り物を幾つかの小さい(薄い)容器に分けて冷蔵していると答えていた(FDA/FSIS, 2001)。多くの消費者は残り物を2時間以内に冷蔵している。しかし、多くはたくさんの残り物を、早く冷えるように幾つかの小さな(薄い)容器に分けることをしていない。

2001年には、消費者の67%が冷蔵庫の温度計を持っておらず、60%が適切な冷蔵庫の温度を知らなかった(ADA ConAgra, 2001)。ユタ州立大学の研究(Anderson その他 2000)によると、参加者の29%が冷蔵庫の気温を華氏40度より7%以上高い華氏45度以上に設定している。冷蔵庫を安全な温度に保つことは有害なバクテリアの増加を最小限にするために重要である。

○消費者の約半分が奨励されている「疑わしいときは、捨てる。」の規則に従っていない。

1999年、消費者の53%が安全でないと思われる食品は捨てていると答え、42%が食品の見た目と匂いで判断すると答え、3%が食品の味を見て決めると答えている(ペンシルバニア州, 1999)。正しいやり方とは、安全でないかもしれない食品は捨てることである。

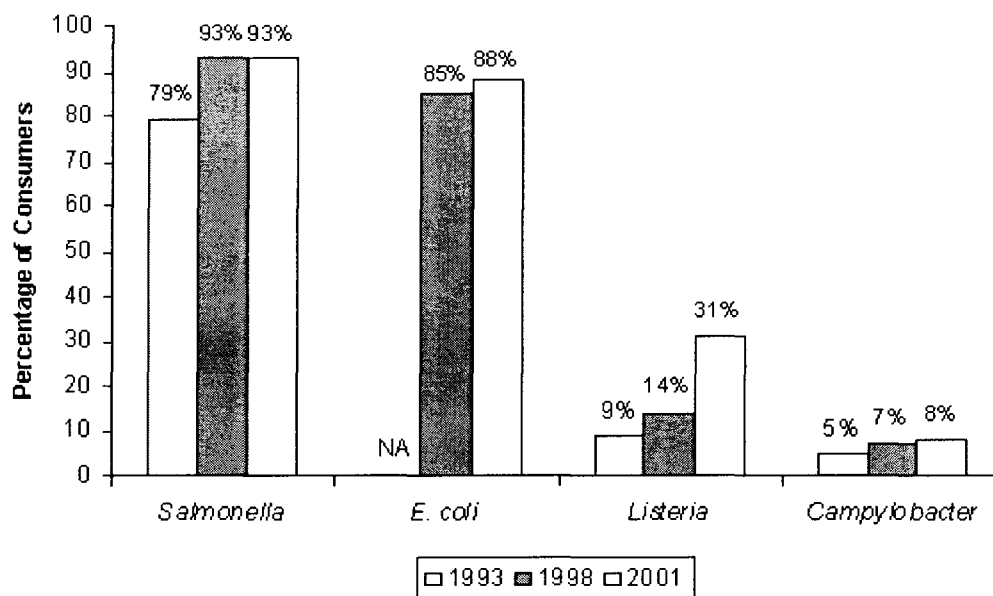
○消費者は、食品を媒介する病原体、リスクの高い食品、リスクの高い集団についていくらか知識があるが、知識の差も存在する。

FDA/FSIS の「食品安全調査」とフォーカス・グループのデータは、消費者は知識を高めているが、ときにその知識は間違っているか、不完全であることを示している。

- ・ 細菌が非常に深刻な、または深刻な食品安全上の問題であると正しく理解している消費者の割合は 1993 年には 36%であったが、2001 年には 53%に増加した。
- ・ 図 1 に示されるように、多くの消費者がサルモネラ菌(93%)や E.coli(88%)などの食品を媒介とする病原体を認識している。PR/HACCP の計画実施後、サルモネラ菌を認識している人は 1993 年から 2001 年の間に増加した。
- ・ リステリア菌への認識は低いが、消費者のこの病原体に対する関心も PR/HACCP の計画実施後に高まった。リステリア菌を認識している消費者は 1993 年には 9%だったが、2001 年には 31%に増加した。(1998 年から 2001 年の間に 2 倍になった。) 菌への認識は低いままである。
- ・ 病原体への認識の違いは、部分母集団の間で存在する。老人はサルモネラ菌や E.coli への認識が他の層よりも高い⁴。高校教育を受けていない者は特定の食品を媒介とする病原体について認識が低い。食肉や鶏肉などの食品を媒介とする病気によるリスクが高い食品であると正しく認識する消費者は、1993 年よりも 1998 年に増加した。鶏肉をリスクの高い食品として認識する人は 1993 年には 31%であったが、1998 年には 45%に増加した。同様に、食肉をリスクの高い食品として認識する人は 1993 年には 24%であったが 1998 年には 49%に増加した。
- ・ もし食品がサルモネラ菌を持っているとしたら、調理することによってその食品を安全にすることができると正しく答えた消費者の割合は 1993 年には 39%であったが、2001 年には 66%に増加した。
- ・ 家庭で料理をする人のいるフォーカス・グループ (RTI, 2002a) では、参加者はグループとして、老人、小さい子供、免疫力の低い人が食品に起因する病気によるリスクが高いと正しく認識したが、妊婦もリスクが高いことは認識していなかった。リスクの高い集団について報告されている知識にもかかわらず、参加者は自分たちが危険にさらされているとは考えていない。例えば、老人の参加者は 80 歳以上の人のみが危険にさらされていると、誤って認識している。

注 4：当該の部分母集団の特定の病原体に関する認識の違いを調べるのに、t-検定を使用した。

図1 1996年のPR/HACCP最終規則以降の特定病原菌に対する消費者の意識変化



質問：「病原体」が食品の問題の一つであると聞いたことがありますか。

○5年前と比較すると（PR/HACCPの計画実施後）、消費者は家庭で食肉や鶏肉を扱ったり料理したりする際により注意深くなっている。消費者は、この知識と行動の変化は食品の安全性に関するメディアの報道によるとしている。

家庭で料理をする人のいるフォーカス・グループ（RTI, 2002a）において、多くの参加者が、食品安全上の懸念により、食肉や鶏肉を扱ったり調理したりする方法を改善していると報告した。参加者は、その行動の変化の主な理由を食品安全性に関するメディアの報道であるとしている。親の中には、子供がいるために食品の取扱手順を改善させたと言っている者もいる（RTI, 2001, 2002b）。

フォーカス・グループの参加者は、過去5年間（PR/HACCPの計画実施後）で、次のような改善を行ったと報告している。

- ・ 木ではなくプラスチックのまな板を使う。
- ・ シンクや調理台でなく、冷蔵庫で食肉と鶏肉の解凍をする。
- ・ 食肉（特にハンバーガー）や鶏肉を十分に加熱する。

- ・ 調理用温度計を使用する。

Audit International Home Safety Study (2002)⁵による調査結果もまた、消費者が食品の安全性に関するメディアの報道によって安全な食品の取扱いを向上させたことを示唆している。Audit International は、消費者が安全な取扱手順を 1997 年から 1999 年の間に向上させたことを発見したが、2000 年には更なる改善は見られなかった。研究者は、この改善はメディアの特定の食品(例えばハンバーガー、卵、チキン)に関する関心の高まりによって、消費者の食品安全に対する意識が高まったことによるとしている。

消費者は、積極的に食品の安全性に関する情報を求めようとはしないが、メディアによる、すぐに利用可能な推奨事項については注意を払う。家庭で料理をする人のいるフォーカス・グループ (RTI, 2002a) では、参加者は食品の安全性に関する知識が高まったことや安全な取扱手順を行うようになったことを、主に次の事項によるとしている。

- ・ テレビのニュース番組 (例 : Dateline, 48 Hours)
- ・ 地元のテレビのニュース
- ・ 料理番組 (例 : Emeril, Good Eats)

2001 年には消費者の 60%以上が安全な食品の取扱手順、食品の安全性に関する恐怖、製品リコールなどのニュースに非常に大きな関心を持っており、30%はそうしたニュースにいくらか関心を持っている(ペンシルバニア州, 2001)。

注 5 : Audit International は、小売店への「米国食品基準」(U.S. Food Code) と似た重要管理点評価手法 (a critical-control point evaluation approach) を用いて家庭における食肉の調理を評価している。

○多くの消費者が食品の安全性に関する情報を得る際、食品表示に頼っている。

家庭に料理をする人のいるフォーカス・グループ (RTI, 2002a) では、参加者は食品表示を食品の安全性に関する重要な情報源として特定している。1999 年には、消費者の 85% が定期的に賞味期限をチェックしており、食品のパッケージの封が切れていないかどうか定期的にチェックしていると答えている(ペンシルバニア州, 1999)。リステリア菌は冷蔵庫の温度で培養されるので、生ものの賞味期限をチェックすることは、リステリア症を防ぐために特に重要な食品の取扱手順であるといえる。封が切れていないことをチェックすれば、製品が出荷と取扱の間に汚染されていなかったことがより確実になる。

その他の食品安全性に関する情報源としては、雑誌、新聞、家族、友人、食料品店などがある (RTI, 2002a)。

＜消費者の信頼＞

○フォーカス・グループでの発見によると、PR/HACCPの「農場から食卓まで計画」実施後、食肉や鶏肉の安全性に関する消費者の信頼は高まっているか、またはほぼ同じである。

家庭に料理をする人のいるフォーカス・グループ（RTI, 2002a）における多くの参加者は、過去5年間で（PR/HACCPの計画実施後）、食肉や鶏肉の安全性に関する信頼が高まったか、またはほぼ変わらないと報告している。信頼のレベルが高まったと答えた参加者は、信頼が高まった理由を、たとえばメディアの報道が食品リコール、肉製品の包装のし直しや日付の書き換えなどの否定的な内容であっても、食品の安全性に関するメディアの報道である、と報告している。参加者の中には、メディアの報道によって、家庭で料理するときに安全に食品を取り扱い、調理する方法に関する知識が高まったと言う者もいる。メディアの食品安全上の問題に関する報道によってメーカー側が「行動を改めた」ために、安全への信頼を高めたと述べる参加者もいる。

家庭に料理をする人のいるフォーカス・グループ（RTI, 2002a）における多くの参加者は、食肉や鶏肉の安全性を保証する責任があるのは連邦政府であると認識している。政府が食肉や鶏肉を安全に保つのに十分な仕事をしていると考える参加者は多いが、ほとんどはこの5年間で政府の業績は特に改善されていないと考えている。参加者は、食肉や鶏肉の安全性を高めるためのHACCPやその他の政府の計画を認識していなかった。

○多くの消費者が自分達の食べる食品が安全であることを保証する責任を積極的に受け入れている。自分達の食肉や鶏肉を安全に取り扱い、調理する能力に自信を示している。

多くの消費者が「食品の安全性は我々個人にかかっている」ことに同意しており、安全な食品を選択し、安全にそれらを取り扱うことにたいへん大きな、または何らかの努力を行っている」と述べている（ペンシルバニア州、1998）。2001年には、消費者の93%は、自分達が家庭で調理する食肉や鶏肉は食べるのに安全であると報告している（CDC FoodNet, 2001）。しかしながら、消費者は、食肉や鶏肉を安全に取り扱い、調理するための知識と能力への自信を表明しているにもかかわらず、実際の取扱手順についてフォーカス・グループにおける消費者の話を聞くと、参加者の中には気付かぬうちに家庭で料理をする際に安全でない手順を踏んでいる者もいることが明らかになった（RTI, 2000, 2002a）。

○消費者は、家庭における食肉や鶏肉の取扱方よりも、食肉や鶏肉が購入前にどのように取り扱われているかについてより懸念している。消費者は家庭で準備する食品の安全性を管理していると考えている。

FDA/FSISの「食品安全調査」とフォーカス・グループのデータにより、消費者にとっ

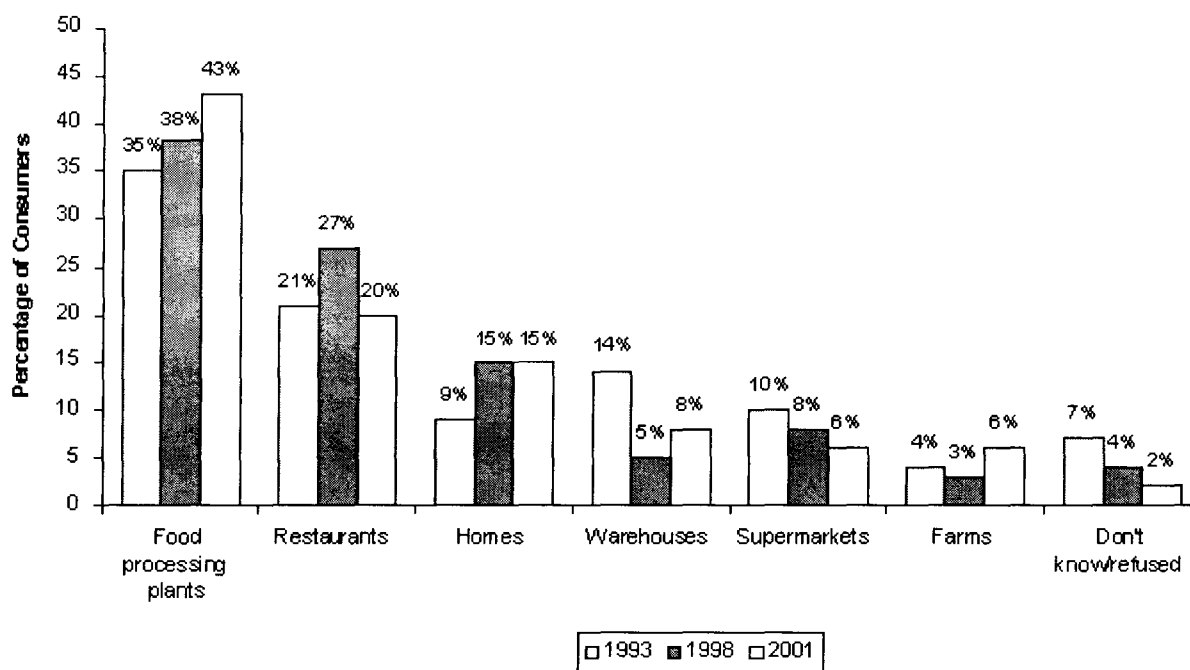
て懸念のある分野を明らかにする。

- ・ 図2に示されるように、消費者は、食品に起因する病気は家庭よりもむしろ食品加工工場やレストランでの食品の取扱手順から発生する可能性が高いと考えている。消費者は、食品に起因する病気は家庭の外で発生すると信じることにより、食品安全性上の懸念を軽減しているのかもしれない。

- ・ 抗生物質の残留物が食品における問題であると聞いたことのある消費者の割合は、1993年には26%であったが、2001年には35%に増加した。

- ・ 家庭に料理をする人のいるフォーカス・グループ（RTI, 2002a）において、参加者は食品の輸送について懸念を示した。貯蔵の温度、配達の間、他の積荷からの二次汚染の可能性などについて心配している。

図2 1996年のPR/HACCP最終規則以降の食品起因疾病
情報に関する消費者の意向変化



（添付資料4）

米国 2002 年農業法（Farm Security and Rural Investment Act of 2002）：FAPRI による
予備分析

（2002 年 5 月 6 日）

食料農業政策研究所（Food and Agricultural Policy Research Institute [FAPRI]）は、

議会の要請に応じて、2002 年農業法案の会議報告書である米国 2002 年農業法（Farm Security and Rural Investment Act of 2002）の影響について予備的な分析を行った。

前回の FAPRI による上院・下院の農業法案の分析と同様、この分析は、法案の最初から二つの題目、つまり商品プログラム、保護プログラムを扱った題目に焦点を当てた。前回の分析と同様、影響は 2001 年前期の予測のベースラインと比例して測定されている。

これから数週間、FAPRI は、法案について、より多くの現在の市場情報を含めた最新の分析を行うつもりである。新しい分析では、価格、生産高、国費、農業所得、その他の指標についての予測は異なるであろう。近々発表される分析結果について予断することなく、幾つかの商品の市場価格は、現在、FAPRI が 2001 年のベースラインにおいて予測したよりも低いことに留意されたい。

このような警告を念頭において、FAPRI は、法案における最初の 2 つの題目について、2001 年現在の政策ベースラインに比例した影響を次のように予測している。

- ・ ベースラインに比例して、商品プログラムの純支出は、次の 10 年で 497 億ドル増加する。これに対応する連邦議会予算局（CBO）の予測は、2001 年 4 月予算決議案のベースラインとの対比で 477 億ドルであった。
- ・ 保護プログラムの純支出は 2002 年会計年度から 2011 年会計年度の 10 年間で 132 億ドル増加する。
- ・ 主要作物の畑の総面積は、支援のレベルが上がることに対応し、僅かに拡大する。穀類と綿の畑は、大豆畑の縮小分よりも拡大する。
- ・ 穀類と綿の価格は、生産高の増加に伴い、僅かに下落する。脂肪種子の価格は僅かに上昇する。
- ・ 新しい酪農支払プログラムによって牛乳の生産高が微増、牛乳の価格は低下する。
- ・ 法案の商品プログラムについての条項により、純農業収入は年平均 38 億ドル上昇し、保護プログラムによって、更に年 7 億ドル上昇する。
- ・ プログラムの分類方法についての一連の仮説によると、米国が 2002 年販売年度（marketing year）における WTO の「黄の政策」の農業助成金への限度額を超過する可能性は 19.3 パーセントである。
- ・ 景気循環対策の支払方法や USDA のその他のプログラムをより妥当に分類することで、現在予測されている、WTO の限度額を超える確率を大きく変えることが可能かもしれない。

表 1 米国の穀物分野に与える米国 2002 年農業法の効果

	Units	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	02-10 avg.
(Changes on a crop-year basis relative to a March 2001 baseline)											
Planted area											
9 major crops*	mil. acres	2.09	1.96	1.46	1.14	0.90	0.66	0.47	0.35	0.23	1.03
Wheat	mil. acres	1.19	1.10	0.69	0.55	0.36	0.27	0.15	0.10	0.06	0.50
Corn	mil. acres	1.31	1.15	0.80	0.63	0.53	0.43	0.31	0.26	0.20	0.62
Soybeans	mil. acres	-1.33	-1.17	-0.82	-0.76	-0.67	-0.60	-0.48	-0.42	-0.38	-0.74
Upland cotton	mil. acres	0.11	0.10	0.12	0.10	0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	0.08
Rice	mil. acres	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
Sorghum	mil. acres	0.47	0.46	0.39	0.34	0.30	0.23	0.19	0.16	0.12	0.30
Barley	mil. acres	0.12	0.08	0.07	0.08	0.09	0.08	0.08	0.06	0.05	0.08
Oats	mil. acres	0.17	0.19	0.18	0.18	0.17	0.14	0.14	0.12	0.11	0.16
Sunflowers	mil. acres	0.03	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
Crop prices											
Wheat	\$/bu.	-0.04	-0.05	-0.04	-0.03	-0.03	-0.02	-0.01	-0.01	-0.01	-0.03
Corn	\$/bu.	-0.04	-0.06	-0.06	-0.05	-0.04	-0.03	-0.02	-0.02	-0.01	-0.04
Soybeans	\$/bu.	0.09	0.08	0.06	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.05
Upland cotton	\$/lb.	-0.002	-0.003	-0.003	-0.003	-0.002	-0.002	-0.002	-0.002	-0.001	-0.002
Rice	\$/cwt	-0.05	-0.05	-0.06	-0.05	-0.05	-0.05	-0.04	-0.03	-0.03	-0.05
Sorghum	\$/bu.	-0.06	-0.08	-0.07	-0.06	-0.05	-0.04	-0.03	-0.02	-0.02	-0.05
Barley	\$/bu.	-0.05	-0.06	-0.05	-0.05	-0.04	-0.04	-0.03	-0.02	-0.02	-0.04
Crop gross returns**											
Wheat	\$/bu.	0.48	0.38	0.35	0.29	0.23	0.18	0.15	0.13	0.11	0.26
Corn	\$/bu.	0.22	0.20	0.19	0.16	0.13	0.11	0.09	0.07	0.06	0.14
Soybeans	\$/bu.	0.30	0.30	0.28	0.28	0.27	0.27	0.26	0.26	0.26	0.28
Upland cotton	\$/lb.	0.089	0.086	0.083	0.079	0.074	0.067	0.063	0.058	0.053	0.07
Rice	\$/cwt	1.13	0.93	0.90	0.78	0.71	0.59	0.56	0.51	0.45	0.73
Sorghum	\$/bu.	0.35	0.33	0.30	0.27	0.22	0.20	0.17	0.14	0.12	0.23
Barley	\$/bu.	0.18	0.15	0.12	0.14	0.12	0.11	0.10	0.09	0.08	0.12

* Wheat, corn, soybeans, upland cotton, rice, sorghum, barley, oats, and sunflowers

** Gross returns include program payments

表 2 米国の酪農分野に与える米国 2002 年農業法の効果

	Units	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	02-11 avg.
(Changes on a calendar-year basis relative to a December 2001 baseline)												
Milk production	bil. lbs.	0.8	1.1	1.2	1.2	0.8	0.5	0.3	0.2	0.1	0.1	0.6
All-milk price	\$/cwt	-0.12	-0.22	-0.33	-0.41	-0.16	-0.16	-0.17	-0.13	-0.09	-0.06	-0.18
Gross returns*	\$/cwt	0.38	0.31	0.21	0.11	-0.16	-0.16	-0.17	-0.13	-0.09	-0.06	0.02

* Gross returns include total program payments divided by total milk production

表 3 C C C 純支出に与える米国 2002 年農業法の効果

	Units	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	02-11 total
(Changes on a fiscal-year basis relative to a March 2001 baseline)												
Title I (Commodities)	\$ bil.	3.62	4.61	7.67	7.43	6.05	5.15	4.01	4.19	3.71	3.23	49.66
Title II (Conservation)	\$ bil.	0.34	0.45	0.83	1.20	1.52	1.64	1.64	1.74	1.86	1.98	13.21
Titles I and II	\$ bil.	3.97	5.06	8.50	8.63	7.56	6.80	5.65	5.93	5.57	5.21	62.87

表 4 農業純所得に与える米国 2002 年農業法の効果

	Units	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	02-11 avg.
(Changes on a calendar-year basis relative to a March 2001 baseline)												
Title I (Commodities)	\$ bil.	4.57	6.11	5.47	5.08	3.99	2.61	2.95	2.72	2.41	2.12	3.80
Title II (Conservation)	\$ bil.	0.09	0.28	0.50	0.71	0.89	0.92	0.86	0.87	0.90	0.93	0.70
Titles I and II	\$ bil.	4.66	6.39	5.97	5.79	4.88	3.53	3.81	3.59	3.31	3.05	4.50

表 5 穀物支出, FAIR 法及び FSRIA の比較

Table 5. Comparison of Crop Payments: Historical, Projected FAIR Act and FSRIA (Annual Averages, Thousand Dollars)							
	History 98-00 Crops	FAIR Act 2002 Crop	FSRIA 2002 Crop	Change from FAIR	FAIR Act 02-07 Crops	FSRIA 02-07 Crops	Change from FAIR
AL	110,376	46,925	95,472	48,547	42,307	85,825	43,518
AK	263	83	135	52	83	142	59
AZ	117,953	50,010	139,669	89,659	46,219	128,240	82,021
AR	811,370	567,921	811,113	243,192	484,659	684,582	199,922
CA	530,775	319,844	565,830	245,987	287,852	500,509	212,657
CO	248,966	117,188	234,430	117,242	100,848	192,179	91,331
CT	2,831	1,531	2,781	1,250	1,287	2,321	1,034
DE	19,024	13,747	25,072	11,325	10,718	20,498	9,780
FL	21,604	10,150	20,916	10,766	9,375	19,049	9,674
GA	237,443	99,784	221,223	121,439	90,148	200,098	109,950
ID	181,147	85,956	176,734	90,778	75,553	142,965	67,412
IL	1,548,884	1,055,133	1,610,541	555,408	843,969	1,330,734	486,765
IN	748,542	510,114	786,568	276,454	408,925	652,038	243,113
IA	1,718,027	1,154,812	1,704,048	549,236	929,615	1,415,614	485,999
KS	1,052,347	524,289	1,039,564	515,275	441,884	844,016	402,132
KY	175,524	104,458	172,247	67,788	85,170	141,883	56,713
LA	364,270	206,223	347,058	140,836	182,456	304,144	121,688
ME	3,902	2,475	4,584	2,108	1,944	3,778	1,834
MD	59,484	40,540	70,040	29,500	31,808	56,796	24,988
MA	1,758	934	1,697	763	790	1,424	634
MI	296,223	187,163	285,925	98,762	151,732	236,338	84,606
MN	1,135,303	766,073	1,160,867	394,794	607,441	942,567	335,126
MS	397,293	211,101	368,476	157,375	183,386	323,602	140,216
MO	572,962	381,413	574,267	192,854	308,704	475,416	166,712
MT	297,660	129,238	266,327	137,088	116,237	218,262	102,025
NE	1,158,488	674,634	1,124,702	450,068	557,807	938,043	380,236
NV	1,994	1,021	2,063	1,042	954	1,803	848
NH	1,476	806	1,440	634	658	1,172	514
NJ	8,675	5,725	10,616	4,891	4,555	8,891	4,336
NM	51,366	22,795	45,406	22,611	20,246	39,051	18,804
NY	73,269	35,925	71,504	35,579	31,359	61,989	30,630
NC	216,734	114,441	216,635	102,194	95,716	185,788	90,072
ND	731,210	403,415	676,488	273,073	334,934	536,269	201,336
OH	534,530	369,324	567,561	198,237	292,408	463,077	170,670
OK	333,039	136,121	294,900	158,779	123,627	246,081	122,454
OR	84,030	35,389	74,660	39,271	31,803	60,705	28,902
PA	62,103	35,066	97,524	62,457	29,564	86,651	57,088
RI	92	49	89	40	41	75	34
SC	81,037	39,153	73,697	34,544	34,275	64,788	30,513
SD	582,180	391,814	605,878	214,064	310,215	487,005	176,790
TN	182,878	96,431	172,497	76,066	80,649	147,042	66,393
TX	1,261,042	569,687	1,151,864	582,177	512,215	1,011,791	499,577
UT	18,361	8,363	16,917	8,554	7,391	14,060	6,669
VT	4,936	2,721	4,831	2,110	2,232	3,956	1,723
VA	70,673	40,902	72,040	31,138	33,615	60,094	26,479
WA	222,744	92,240	199,026	106,786	81,362	158,729	77,367
WV	5,259	2,707	4,503	1,796	2,356	3,894	1,538
WI	350,957	206,865	338,486	131,620	171,967	286,521	114,554
WY	20,973	10,518	20,579	10,061	9,400	17,418	8,017
US	16,711,976	9,883,218	16,529,488	6,646,270	8,212,457	13,807,912	5,595,455

* Includes payments to feed grains, oilseeds, wheat, rice and cotton. Does not include peanuts, dry peas, lentils, chickpeas, wool, mohair, or honey.

表 6 FSRIA (12/1/2001～9/30/2005) における平均ミルク収入における変化について

の FAPRI の分析

(Revenue change includes both milk price and direct payment effects)

Alabama *	0.42
Alaska *	0.44
Arizona	-0.15
Arkansas *	0.42
California	-0.09
Colorado	0.02
Connecticut *	0.44
Delaware *	0.44
Florida	-0.09
Georgia	0.27
Hawaii *	0.44
Idaho	-0.02
Illinois	0.56
Indiana	0.51
Iowa	0.55
Kansas *	0.46
Kentucky	0.58
Louisiana *	0.42
Maine *	0.44
Maryland	0.48
Massachusetts *	0.44
Michigan	0.37
Minnesota	0.56
Mississippi *	0.42
Missouri	0.57
Montana *	0.45
Nebraska *	0.46
Nevada *	0.45
New Hampshire *	0.44
New Jersey *	0.44
New Mexico	-0.17
New York	0.44
North Carolina	0.34
North Dakota *	0.49
Ohio	0.53
Oklahoma	0.41
Oregon	0.19
Pennsylvania	0.55
Rhode Island *	0.44
South Carolina *	0.41
South Dakota	0.43
Tennessee	0.51
Texas	0.18
Utah	0.28
Vermont	0.43
Virginia	0.49
Washington	0.02
West Virginia *	0.43
Wisconsin	0.56
Wyoming *	0.45
United States	0.27
Change in Class III Price	-0.17
Change in Class IV Price	-0.28
Direct Payment Rate on Eligible Production	0.89

* - Estimate based on the USDA's distribution of dairy cows in "other states"

(添付資料5) 総合評価等に関する調査の概要(平成14年度)

ア 総合評価 に関する調 査研究事業	実施した政策の経験を多角的、客観的に分析し、その結果を政策の改善や新規の政策の企画に生かす政策評価手法である「総合評価」について、先進国である英国のポリシー評価や米国のプログラム評価等(それぞれわが国の総合評価に類似)におけるテーマの選定方法、評価手法、評価結果の活用手法、今後の課題等を調査するとともに、国内の地方公共団体の取組状況を調査し、これらの調査結果を基に試行的に総合評価を行い、わが国に適用可能なマニュアルを作成する。
イ 事前評価 に関する調 査研究事業	今後、農畜産事業分野における新しい政策の企画立案の際には、その成果を事前に明らかにしておく「事前評価」が求められているが、豪州等では早くから事前評価を資源(予算と人事配置)の適正配分に生かしているの、その運営の実態や課題、今後の展開方法等を調査するとともに、国内の地方公共団体の実施状況や住民の意向等の反映手法等を調査し、これらの調査結果を基に試行的に事前評価を行い、わが国に適用可能なマニュアルを作成する。
ウ 政策評価 実施体制の あり方に関 する調査研 究事業	政策評価の実施主体は国の評価体制のみならず、評価結果にも大きな影響を及ぼす重要な課題であるが、この点については先進国である西欧諸国でも試行錯誤中であるため、外部に委託して政策評価を行っている西欧や、政府内部に政策評価部門を設けて実施している国等の経験を、今後の方向である住民参加とも併せて調査するとともに、国内の外部評価の受け手であるシンクタンク等の実情について調査し、政策評価の全体的な実施体制のあり方について指針を作成する。